

# 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

## 第9回議事次第

平成22年5月27日(木)

16:00~18:00

厚生労働省 省議室(9階)

### 議題

#### 1. 開会

#### 2.

- (1) 最近の次世代育成支援等に関する議論の動向について
- (2) 社会的養護における施設ケアに関する実態調査(タイムスタディ調査)について
- (3) その他

#### 3. 閉会

## 配布資料一覧

### 資料 1

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の検討の状況

- ・「子ども・子育て新システム検討会議」について…………… 1
- ・第1回子ども・子育て新システム検討会議…………… 3
- ・子ども・子育て新システムの基本的方向…………… 4
- ・子ども・子育て新システム検討会議作業グループ  
（ヒアリング）開催状況…………… 10
- ・次世代育成支援の構築に向けた検討経緯…………… 18

資料 2 社会保障審議会少子化対策特別部会におけるこれまで議論のポイント

資料 3 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

資料 4 平成22年度家庭福祉対策関係予算の概要

資料 5 「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」社会的養護関係部分について

- ・地域主権改革（児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）の基準関係）について…………… 1
- ・児童福祉法（抄）…………… 4
- ・地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）…………… 10
- ・地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱…………… 18

資料6 国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会報告について  
(報告)

- ・ 国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会第1回報告ポイント  
..... 1
- ・ 社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門  
委員会の設置について..... 3
- ・ 国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会第1回報告..... 5

資料7-1 タイムスタディ追加調査の概要

資料7-2 アセスメント調査票の項目とケア時間の相関

資料7-3 ケアの負担感とケアの内容

資料7-4 児童に関わらない業務を除いたケア時間の分析

資料7-5 保護者対応のケア内容の分析

資料7-6 母子生活支援施設のケア形態別・規模別の再集計

資料7-7 「母子生活支援施設」：経営主体別の再集計結果

資料8 平成20年度施設整備実態調査集計結果

参考資料1

タイムスタディ関係資料

参考資料2

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関  
する専門委員会

- ・ 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方  
に関する専門委員会の設置について..... 1
- ・ 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて..... 3

参考資料3

保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)

## 「子ども・子育て新システム検討会議」について

平成 22 年 1 月 29 日  
少子化社会対策会議決定

## 1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

## 2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

- (共同議長) 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)・国家戦略担当大臣  
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)
- (構成員) 総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
その他、必要に応じて議長が指名する者

## 3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

## 4 スケジュール

平成 22 年 6 月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

## 5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。



[少子化社会対策トップ](#) >> [もっと詳しく知りたい](#) >> [「子ども・子育て新システム検討会議」について](#) >> 第1回 子ども・子育て新システム検討会議

## 第1回 子ども・子育て新システム検討会議

平成22年4月27日(木) 19:15 ~ 19:45  
内閣府本府3階特別会議室

### 議事次第

1. 開会
2. 子ども・子育て新システムの基本的方向(案)について
3. 意見交換
4. 閉会

### 配布資料

[資料1 子ども・子育て新システムの基本的方向\(案\) \[PDF:269KB\]](#)

[資料2 作業グループ\(ヒアリング\)の開催状況・ヒアリングの概要 \[PDF:322KB\]](#)

### 参考資料

[参考資料1 次世代育成支援の構築に向けた検討経緯 \[1-4 PDF:248KB\] \[2-4 PDF:326KB\] \[3-4 PDF:442KB\] \[4-4 PDF:294KB\]](#)

[参考資料2 子ども・子育て新システム検討会議について \[PDF:66KB\]](#)

▲ [このページの上へ](#)

[少子化社会対策トップ](#) >> [もっと詳しく知りたい](#) >> [「子ども・子育て新システム検討会議」について](#) >> 第1回 子ども・子育て新システム検討会議

平成22年4月27日

子ども・子育て新システム検討会議

## 子ども・子育て新システムの基本的方向

### 【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

### 【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

### 【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業者・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

## 新システムにより実現されるもの

### ○ 幼保一体化による幼児教育・保育の一体的提供

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設
- ・ 幼稚園・保育所の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化
- ・ 新システムの下で幼児教育・保育を一体化した「幼保一体給付（仮称）」を創設

### ○ 仕事と生活の両立支援と子どものための多様なサービスの提供

- ・ 妊娠～育児休業～保育～放課後対策の切れ目のないサービスを保障
  - 育児休業の給付と保育を一元的に制度から保障し、育児休業明けの円滑な保育サービス利用を保障
  - 多様な働き方、ニーズに応じ、多様なサービスを独立した給付類型として創設（※）
  - 「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑に移行できるよう、放課後対策の抜本的拡充、小四以降も放課後対策が必要な子どもに、サービスを提供

※ 多様な給付メニュー：家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービスなど

### ○ 待機児童の解消（集中的整備や多様な提供主体の参入等）

- ・ 保育所を始めとして、多様な給付メニューを集中的に整備（子ども・子育てビジョンの目標達成）
- ・ 非正規労働者、自営業者、求職者にも両立支援としての給付を確実に保障し、利用者が選択できる給付を保障
  - 親の就労状況に応じた公的保育サービスの保障
  - 市町村の関与の下、利用者と事業者の公的保育契約
  - 一定の利用者負担の下、利用者に対し、必要な費用を保障
  - 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化
- ・ イコールフットイングによる多様な事業者の参入促進
  - 給付類型ごとに客観的基準を設定し、当該基準を満たせば多様な事業主体の参入を可能とする指定制度の導入
  - 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準についての一定のルール化
- ・ 施設型保育だけでなく、地域における NPO 等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援の拡充

## 5つの視点からの制度改革

### 【子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築】

- ・ 事業ごとに制度設計や財源構成が様々に分かれている子ども・子育て支援対策を、新しい制度（システム）の下に再編成。  
→ これにより、制度・財源・給付の一元化を実現し、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現

### ○ 利用者本位のサービスの包括的・一元的提供

- ・ 現金給付・現物給付の市町村の裁量による一体的提供
- ・ 幼保一体化の実現（幼保一体給付（仮称）の創設）
- ・ 基礎給付と両立支援・幼児教育給付の2階建ての給付設計により、親の就労状況に応じた多様な給付を保障

基礎給付（仮称）：子ども手当、一時預かりや地域子育て支援等、すべての子どもの育ちを支援する給付（1階）

両立支援・幼児教育給付（仮称）

：幼保一体給付（仮称）や育児休業給付等、仕事と子育ての両立支援と、幼児教育を保障する給付（2階）

### ○ 基礎自治体による自由な給付設計

- ・ 子ども子育て支援に関する権限と財源は原則市町村（基礎自治体）へ
- ・ 新システムの下で、現金給付・現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、市町村が自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計できることを保障

### ○ 子ども・子育て基金(仮称)/特別会計の創設による負担金・補助金の包括的な交付

- ・ 市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、新システムに関するすべての子ども子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を子ども・子育て基金(仮称)/特別会計に一本化し、そこから市町村に対し包括的に交付  
→ 地方の財源とあわせて、市町村が地域の実情に応じ、主体的に決定できる給付を実施

### ○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業主・個人がそれぞれ費用を負担

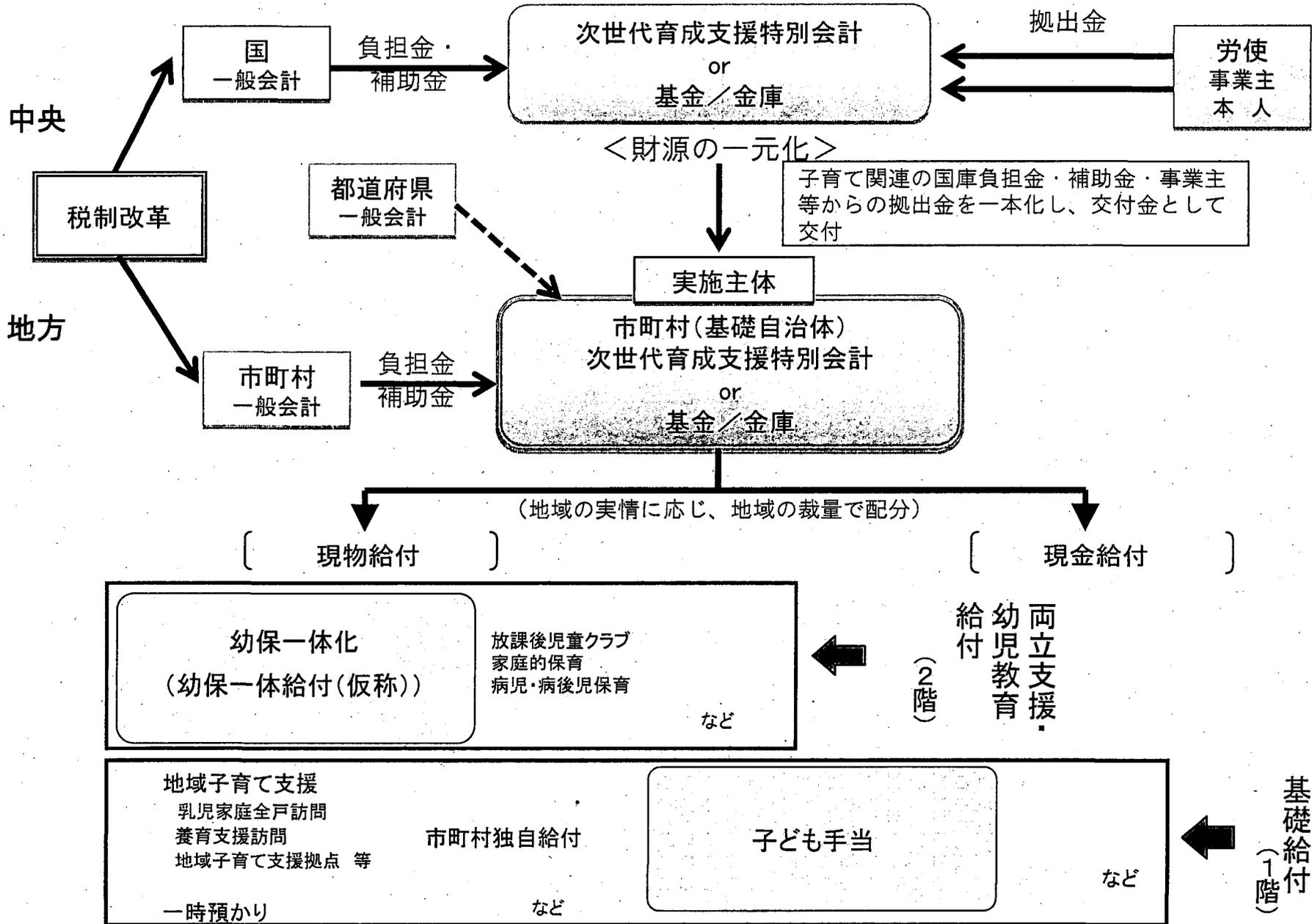
### ○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 子ども家庭省（仮称）の創設

### ■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 地域主権戦略会議や国と地方の協議の場等を通じ、地方の意見を反映

# 制度設計のイメージ



未定稿

# 児童・家庭関係支出額

(平成22年度予算ベースの粗い推計)

	現物給付	現金給付
両立支援・幼児教育給付等 (2階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所等 10,700億円</li> <li>・放課後児童クラブ 700億円</li> <li>・病児・病後児保育、休日、延長等 1,000億円</li> <li>・就学前教育 3,600億円等</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 16,100億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付 3,600億円等</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 4,300億円</p>
基礎的給付等 (1階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点 700億円の内数</li> <li>・一時預かり 700億円の内数</li> <li>・社会的養護 1,700億円等</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 5,000億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当(児童手当2月分を含む) 24,200億円等</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 35,500億円</p>
計	21,100億円	39,800億円

**総合計 60,900億円**

# 子ども・子育て新システム構築と成長戦略

## 利用者（子ども）中心の抜本的な制度改革

- ◆ **すべての必要な子どもに例外のない保育サービスの保障**
  - ・ 客観的な基準に基づき保育の必要性の認定・地位の付与
  - ・ 潜在的な需要を顕在化
- ◆ **市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約**
  - ・ 利用者がサービスを選択可能な仕組み
- ◆ **利用者に対する必要な費用保障**
  - ・ 利用者に対し、一定の利用者負担の下、必要な費用を保障（事業者が代理して受領）
- ◆ **市町村の責務の明確化**
  - ・ 例外のない公的保育サービスの保障責務、質の確保された公的保育サービスの提供責務、適切なサービスが確実に受けられるような利用者支援、保育サービス費用の支払い義務、の明確化

## 多様な利用者ニーズ・潜在需要に対応したサービス量の拡充

- ◆ **サービスメニューの多様化**
  - ・ 家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービス等多様なサービス類型を創設
  - ・ それぞれの類型ごとに事業者を指定し、指定事業者がサービスを提供
- ◆ **イコルフットイングによる多様な事業者の参入の促進**
  - ・ 客観的基準による指定制の導入
  - ・ 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準についての一定のルール化
  - ・ NPO等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援
- ◆ **放課後児童クラブの量的拡充と利用時間の延長**
- ◆ **サービスの質の向上**

## ■雇用の拡大

- ☆子育てサービス従事者増
- ☆女性の労働力増

## ■多様な子育てサービスの拡充

## ■所得の増

## ■将来の経済社会の担い手の増

**子ども・子育て新システム検討会議  
作業グループ（ヒアリング）開催状況**

平成22年4月27日現在

	月 日	ヒアリング対象
第1回	3月11日(木)	<b>【有識者】</b> ○大日向 雅美（恵泉女学園大学教授） ○駒村 康平（慶応義塾大学教授） ○無藤 隆（白梅学園大学教授）
第2回	3月17日(水)	<b>【有識者】</b> ○秋田 喜代美（東京大学大学院教授） ○小西 砂千夫（関西学院大学大学院教授） <b>【保護者関係】</b> ○普光院 亜紀（保育園を考える親の会代表）
第3回	3月29日(月)	<b>【保育関係団体】</b> ○全国私立保育園連盟 ○全国保育協議会 ○全国認定こども園協会
第4回	4月 1日(木)	<b>【幼稚園関係団体】</b> ○全日本私立幼稚園連合会 ○全国国公立幼稚園長会 <b>【放課後児童対策・地域子育て支援（NPO）】</b> ○全国学童保育連絡協議会 ○子育てひろば全国連絡協議会（奥山 千鶴子 理事長） <b>【民間保育事業者】</b> ○(株)JPホールディングス（山口 洋 代表取締役）
第5回	4月 7日(水)	<b>【保育関係団体】</b> ○日本保育協会 <b>【労使関係団体】</b> ○日本経済団体連合会 ○日本商工会議所 ○日本労働組合総連合会
第6回	4月15日(木)	<b>【有識者】</b> ○宮本 太郎（北海道大学教授） <b>【地方関係団体】</b> ○全国知事会 ○全国市長会 ○全国町村会

作業グループ・ヒアリングの概要（未定稿）

平成22年4月27日現在

（敬称略）・（文責：内閣府）

【有識者】

有識者名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
<p>○秋田 喜代美 （東京大学大学院教授）</p>	<p>&lt;幼保一体化&gt; ○ 国際的な動向をみても、行政所管上の幼保一体化が増加傾向にある。幼児教育の重視、保育の質の向上が統合の動きの背景にあるほか、いずれの国においても、小学校以上のカリキュラムとの一貫性・連続性がその射程に置かれている。 ○ 幼保のカリキュラムの統一化は進んでいるが、今後、子どものための質的な保障を実現するために、人員の配置基準、施設基準、合同研修等の実施、養成における資格併有が一層必要である。 ○ どの子どもも、ナショナルミニマムが遵守された一定の質の保育が、国や地域や家庭の格差なく保障されることが求められるが、歴史的・地域的に培ってきた子育てや保育の文化が尊重されていくことが望まれる。</p>	<p>&lt;保育の質の保障&gt; ○ 待機児童対策が質を下げる方向に向かってはならない。10年後、20年後に悪影響を及ぼす。 ○ 保育の質の保障とは、養護と教育の不断の質の確保と改善過程にある。子どもの最善の利益を考慮し、子どものくらし、遊び、学びの質を保障することである。これは、経済格差による子どもへの影響の是正にもつながる。 ○ そのためには、保育実施のための施設等の最低基準の保障、保育者の高度専門性の育成、ナショナルカリキュラムの遵守、国の自立的自己評価により、一定以上の養護と教育の質的保障を行う公的な統合システム形成が必要。</p>	<p>&lt;国と地方の役割等&gt; ○ 教育と保育は、国が責任をもって最低基準を設定することが重要であり、OECDの中でも国が子どもに責任をもたずに地方に完全に任せているところはない。 ○ 「幼児期」だけを切り離して議論するのではなく、18歳までの子どもという連続性と連携の視点が重要である。</p>
<p>○大日向 雅美 （恵泉女学園大学教授）</p>	<p>&lt;子ども家庭省（仮称）&gt; ○ 「子ども家庭省（仮称）」については、福祉の問題全体、社会保障全体の問題、労働政策全体の問題から考えていく必要があるのではないかと。</p>	<p>&lt;幼児教育の意義等&gt; ○ OECD各国とも、幼児期の教育・保育に投資をしており、就学前の教育保育が子どもの生涯にわたる人間形成の基礎となることを踏まえ、親の多様な生活スタイルのニーズに応えることを前提としつつ、子どもの観点に立って、より良い子どもの育ちを保障しようとする努力が必要。 ○ 養育力の低い家庭の子どもには、質の良い保育を提供することで、格差を是正し、発達の補完することが可能。 &lt;保育の質の保障&gt; ○ 保育の量を拡大することは喫緊の課題であるが、質の担保を前提とする必要があり、安易な規制緩和は日本の未来を危うくする。 ○ 子どもの貧困が問題となっている日本において、質のよい保育の提供は、発達の補完の意味からも大切。 ○ 保育の質とは、保育者の応答性であり、大人の良い働きかけが子どもの育ちに良い影響を与える。したがって、職員配置の向上、保育士等の処遇の向上、専門性の向上が必要である。</p>	<p>&lt;国と地方の役割&gt; ○ 子どもの発達保障に関して、国および市町村がしっかりと関与し、「未来への投資」として、公的責任を果たすことが肝要である。 &lt;子育て支援策等の重要性&gt; ○ ビジョンにあるように、①社会全体で子育てを支えるということ、②仕事と生活の調和が図られることにより、出生率の向上と女性の労働力向上による経済成長を同時に達成することが重要課題。 ○ 女性の労働者が安心して働きつづけるためにも、保育制度改革が必要。 ○ 働き方の多様化に対応したサービスの多様化が必要であり、市町村の責務の下での利用者と事業者の公的保育契約、潜在需要も含め保育を必要とするすべての子どもに例外のない公的保育を保障する必要がある。そのために国・市町村の公的責任により良質な保育を提供してほしい。そのために、保育改革をはじめ、現物給付に財源を重点的に投入すべき。</p>
<p>○小西 砂千夫 （関西学院大学大学院教授）</p>		<p>&lt;子ども・子育て政策の充実強化&gt; ○ 子育て支援サービスのための制度を大胆に改革し、利用者へ例外なくサービスを保障する、サービス選択可能な仕組み、事業者の参入促進などの基本的方向性については賛同する。 ○ 次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する「子育て社会化」や、多様な保育サービスを基礎的自治体が担うという方向性は重要。</p>	<p>&lt;地域主権と保育サービス&gt; ○ 「地域主権」の観点からは、全国一律で裁量の余地のない現金給付的なものは国が負担し、地域のニーズに応じた提供がなされるべき現物給付的なものは、主として地方の負担とする考え方が基本となる。 ○ 地方が行うべきサービスは、義務付け・枠付け等の縛りを廃し、地方がそれぞれの地域のニーズに的確に対応できるようにすることが、地域主権改革の方向性に合うもの。 ○ 私立保育所の運営費国庫負担を一般財源化（地方財政計画の歳出にきちんと位置付ける）し、保育所の運営・設備基準についても地方が決定できるように緩和し、国の関与は事後的なチェック（クオリティ・コントロール）で対応する方向が望ましい。</p>

【有識者】

有識者名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
<p>○駒村 康平 (慶応義塾大学教授)</p>	<p>＜幼保一体化等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「一人働き社会」から「共働き社会」への移行への対応として、現在は棲み分けしている保育所と幼稚園のミスマッチを解消し、「幼保一体化」を図ることが重要である。</li> <li>○育児休業と保育サービスとの連携を進めるとともに、幼保を一体化し、3歳未満は要保育度に応じて保育サービス利用と幼稚園参入、3～5歳は保育所か午後の保育サービス付き幼稚園を選択する仕組みを提案する。</li> </ul>	<p>＜新しい社会システム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○効率（成長）と公平（再配分）を同時に高める政策を行うことが必要であり、「保育制度改革（待機児童解消）」「教育政策（就学前教育）」「労働政策（高立支援策）」「所得保障政策（子ども手当）」とをバランスよく進める必要がある。</li> <li>○保育サービスについて、「規制緩和を行い市場メカニズムにゆだねればよい」との主張については、情報の不完全性やサービスの質（アウトプット）が測定できない現状では成り立たない。一定の公的コントロール下で多様なメニューを導入し、多様な主体の参入をみとめる「準市場メカニズム（契約・選択・参入）」が必要。</li> </ul>	<p>＜国と地方の役割＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「保育サービスは地方に委ねるべき」との主張については、保育サービスと労働政策との連携、社会保障制度を持続可能にする人口問題という長期の国家戦略という観点から問題がある。国は、市町村に保育サービスの充実のために確実に使われる財源（「子ども」の「色」のついた財政支出）を保障することが必要。</li> <li>○特別の「基金」をつくって、企業負担、労働者の負担、国、地方の負担を入れて、個人には育児休業もしくは保育サービスを選択してもらい、自治体にはその他の子育て支援サービスと現金給付とを選択してもらうような仕組みがよいのではないかと。</li> </ul>
<p>○宮本 太郎 (北海道大学教授)</p>	<p>＜幼保一体化等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スウェーデンでは就学前教育の重要性が浮上し、1996年に保育を教育庁の所管（幼保一元化）としたが、その主体は「自治体」であることに留意すべきである。</li> </ul> <p>＜子ども家庭省（仮称）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○切れ目ない生涯教育の土台としての就学前教育という位置づけから見ると、「子ども家庭省（仮称）」という括り方は、幼保一元化をスムーズに進めるかもしれないが、生涯教育という観点からは切れ目が生じてしまう。わが国では一方通行型教育の見直しをまず進めるべき。</li> </ul>	<p>＜就学前教育の意義＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前教育は、知識社会への対応、高齢社会への対応、格差社会への対応、共同参画社会への対応、孤立社会（無縁社会）への対応などの観点から重要である。</li> </ul> <p>＜保育制度改革等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前教育のユニバーサル化の流れを踏まえれば、「保育に欠く」要件は見直されるべき。</li> <li>○スウェーデンでは行政が一律的な基準の保育・教育サービスを行い、保護者の多様なニーズに応える形で協同組合等の「新しい公共」部門が保育・教育サービスを行っているが、費用や公的負担についてはイコールフットイングとなっている。</li> </ul>	<p>＜わが国の家族政策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○わが国の家族政策は、雇用を軸とした生活保障という面では間違っていないが、男性雇用志向に偏ってきたため、子ども・子育て支援が私的な問題として扱われる傾向が強かった。</li> <li>○子ども手当は、保育サービス・就労支援サービスと併せてバランスよく提供されなければ、わが国は男性雇用志向型かつ雇用保障への政府関与が弱い「一般家族支援型システム」（旧ドイツ型）へ近づいてしまう。</li> <li>○家族政策への支出が大きく、有償労働の女性への開放度の高いスウェーデン型の「両性支援型システム」を前提に就学前教育の充実をするべきではないかと。</li> <li>○両性支援型システムにおける「子ども中心の社会的投資戦略」はむしろ家族の結びつきを強める。</li> <li>○スウェーデンで高福祉、高負担が成り立つのは、サービスが納税の主体である中間層が納め得るに足る所得比例保障であるため。子どもを持つには働いてある程度の収入の保障を得ることが必要となり、結果として女性の社会進出を促すことにもつながっている。</li> </ul>
<p>○無藤 隆 (白梅学園大学教授)</p>	<p>＜幼保一体化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「幼保一体化」は3つの意味が必要である。①地域の子どもとして生活をともにする場が必要であること、②小学校への連携・接続が求められていること、③就園前の段階から保護者への支援がはじまること。</li> <li>○幼保一体化の試行としての認定こども園は、幼保の伝統は互いに異なるものの、新たな統合的な保育の在り方が生まれてきており、保護者の評判も高い。この取組みを全国展開していく必要があるが、会計処理等の簡便化や利用者負担の公平、補助の在り方などの課題がある。</li> </ul>	<p>＜保育の質と幼児教育の意義＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育サービスの質は、養護と教育の2つの面で確保されるべきであり、専門性の高い保育者が必要である。</li> <li>○幼児教育施設は、一定水準の幼児期の教育を確保することによって、家庭教育の格差を補うものとして意義がある。</li> <li>○小学校教育の基盤をつくる上で、幼児教育は重要であり、小学校教育との連携が必要である。</li> </ul>	

【保護者関係】

有識者名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○普光院 垂紀 (保育園を考える親の会代表)	<p>&lt;幼保一体化等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定こども園については、看板だけで質を担保する仕組みがないものもある。一人ひとりの子どもや家庭の状況が違い、暮らしも価値観も多様化している中で、多様なニーズに応えることこそ必要であり、何のための「一体化」なのかということを明確にする必要がある。</li> <li>○ 「一体化」の姿というものは、決してどこの施設でも全く同じことをやるということではなく、幼稚園的な保育もあれば、保育所的な保育もある。保育所と幼稚園は、異なるニーズに対応し、異なる役割を担ってきたところであり、保育所・幼稚園のそれぞれの良さを失わせない仕組みが必要。無理やり一体化すべきではない。</li> </ul>	<p>&lt;保育所機能の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どものセーフティネットとしての福祉ニーズに対応する保育所機能は地域にくまなく存在する必要がある。在宅子育て支援機能は、幼保の取組み支援のほか、多様な担い手も支える必要がある。就学前教育においては、子どもの平等を確保する必要がある。</li> <li>○ 保育制度改革については、「応益負担」では中間所得層の負担が重くなるおそれがある。「指定制」はビル保育の激増につながりかねない。営利制限や人材確保の仕組み、情報開示が必要。</li> </ul>	<p>&lt;財源の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機児童対策は、面積基準緩和などの小手先の対策ではなく、子どもにとって望ましい環境（子どもの権利条約）を増やす対策が必要であり、そのためには財源の確保（施設整備・運営費）が必要。</li> <li>○ 保育所運営費の一般財源化は、待機児童対策にもマイナスの影響がある。</li> </ul>

【保育関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全国私立保育園協会	<p>&lt;幼保一体化等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児期からの子どもの発達の流れのない連続性を保障（3歳以上と3歳未満で分離すべきではない）する新たな保育・子育てシステムと「幼・保一体化」が求められる。</li> <li>○ 「幼保一体化」構想については、①すべての子どもを対象とし、差別・区別が生ずる制度設計ではないこと、②行政の一体化が必要であること、③保育と教育にはすでに確立された「共通性」があること、に留意が必要である。</li> <li>○ ナショナルミニマムや基準を差別化しない形で制度設計した上でなら、多様な選択肢や、幼稚園・保育所のそれぞれの伝統をもったやり方があってよい。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉法に基づき、すべての子どもと家庭が「いつでも、どこでも、だれでも」受けられるより豊かな子育て支援と保育・教育政策の確立が重要である。</li> <li>○ 保育・福祉事業への「企業の過度の参入」による市場原理・市場競争の行き過ぎと利益優先型の事業の拡大や格差を広げる制度設計は避けるべき。</li> <li>○ 児童権利条約に定められる「子どもの最善の利益」に沿った保育と「環境及び質」の向上に努めることが必要である。</li> </ul>	<p>&lt;国と地方の役割等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉法を尊重し、国と市町村の役割と責任を明確にした制度とすることが求められる。</li> <li>○ 将来に向けて、「国・自治体・事業者・保護者」の社会全体で子どもの育ちと子育てを支える新たな財源制度の確立が必要である。</li> <li>○ 「生命と育ち」「保育と教育」を保障する児童福祉施設最低基準（ナショナルミニマム）を国・市町村において遵守することが必要である。</li> <li>○ 家庭的保育、一時保育、地域子育て支援拠点、育児休業手当の充実をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進を総合的に進めることが必要である。</li> </ul>
○全国保育協議会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「幼保一体化」とは何を意味するのかを明確にするとともに、保育所と幼稚園の各制度の特性と役割、運営実態を検証して、慎重に議論する必要がある。</li> <li>○ 子どもが育ち生活する場は多様であり、機能に応じて様々な施設があって良い。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな保育制度においては、利用者・事業者・地方自治体、三者の「公的保育契約」の位置付けと法的根拠を明らかにする必要がある。</li> <li>○ 「指定制」の仕組みと事業主体の属性などによる規制を明らかにする必要がある。</li> <li>○ 新たな保育制度の運営費等の使途と制限を明らかにする必要がある。株式会社などが配当することには反対。</li> <li>○ 児童福祉施設である認可保育所の社会的使命、役割（養護と教育、保護者支援、地域子育て支援）を明らかにする必要がある。</li> <li>○ 「食べることは生きること」であり、健康と育ちを守る保育所における食育の重要性を認識すべきである（給食の外部搬入については反対）。</li> </ul>	<p>&lt;国と地方の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安心と成長という視点から、国がその責任のもとに新たな保育・子育て家庭福祉政策の確立を図り、そのための財源を確保することが必要である。</li> <li>○ 新たな保育・子育て家庭福祉制度における地方自治体の実施責務を明らかにすべきである。</li> </ul>
○日本保育協会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保一体化については、幼稚園及び保育所の両制度を核としながら、まずは現行の認定こども園制度の改善を含めて制度改革を図るべきであり、一律的に一元化することは、逆に利用者のニーズに応えられない。また、3歳未満は保育所で、3歳以上を幼稚園でというのは乱暴な議論である。</li> <li>○ 「幼保一体化」の中身は何なのか、不明な部分が多く判断できない。また、幼稚園で0-2歳児を受け入れることができるのか疑問である。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所は福祉施設として、家庭に代わる子どもの生活と学びの場であり、この視点は維持すべきである。そのため、市町村が関与した入所のしくみとし、公道価格が必要であり、競争原理が働く仕組みは適当ではない。</li> <li>○ 保育所は地域のすべての子育て家庭を支える役割・機能を充実強化し、子どもにも保護者にも使いやすい仕組みになっていくことが大事である。</li> <li>○ 世界の中で最低レベルの保育所最低基準を引き上げることが必要。また、待機児童解消のみを目的とした指定制の導入は保育の質の低下につながるものである。</li> <li>○ 保育の質の向上のためには、保育士の配置基準と処遇の改善が必要である。</li> </ul>	<p>&lt;財源の確保等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て新システムの構築に当たっては、国及び地方公共団体の責任の強化が必要であり、保育所の待機児童の解消のために、国及び地方公共団体が大幅に財源を投入し、保育所の整備を促進すべきである。その財源は社会全体で費用負担する形で確保する。</li> <li>○ 保育所運営費の一般財源化には反対。</li> <li>○ 就学前の子どもの教育・保育については、都市部では待機児童の解消、地方では少子化による子どもの減少への対応と、地域に応じた取組が求められるため、柔軟な対応を可能とすることが求められる。</li> </ul>

【保育関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全国認定こども園協会	<p>&lt;認定こども園&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「認定こども園」は、幼稚園機能、保育所機能、子育て支援機能の3つの機能を総合的に生かしていける施設である。</li> <li>○各地域で好事例となる取組みが行われているが、会計基準の違い、法人制度の違い、財政措置の違い、地方行政所管の違い、最低基準の違いなどの現行制度上の運用ラインの限界（二重行政の歪み）もある。財政的支援の不足が普及していない大きな要因である。</li> <li>○すべての子どもたち（保育所、幼稚園、長時間、短時間、狭間にいる子供たち等）の最善の利益のために、ユニバーサル・サービスとワンストップ・サービスを目指し、子どもの教育、保育、生活の質を確保する必要がある。</li> <li>○子ども環境（家庭・地域社会）機能の再生・回復が必要であり、地域の活性化、地域の質を高めていくことがこれからの課題である。</li> </ul>		

【幼稚園関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全日本私立幼稚園連合会	<p>&lt;幼保一体化等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園が「認定こども園」の申請をしても市町村窓口で受け付けられなかったり、補助を受けられないなどの課題がある。</li> <li>○私立幼稚園は、待機児童解消のために、その施設を開放する用意があるが、地域の実情や、保護者の要請などに応じた柔軟な制度設計が必要であり、全国一律に制度を統一すべきではない。</li> <li>○幼稚園の「地域の子育て・教育」のセンターとしての機能が壊されることがあってはならず、幼稚園と小学校との連続にも留意すべきである。</li> </ul>	<p>&lt;幼児教育の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての子どもには良質な教育を受ける権利があり、教育に軸足を置いた国家戦略として、子どもにとって豊かな環境を確保すべき。また、子育てを通じて親が成長する。</li> <li>○国家戦略として、OECD諸国並みの教育投資が重要である。</li> <li>○「幼児教育」の基本部分（コア）は、3歳児から5歳児までの1日4時間程度を標準として、すべての子どもに幼稚園教育要領に準拠した教育が実施されなければならない。</li> <li>○保育に欠ける場合であっても8時間を限度とし、制度としての「教育・保育」「子育て」「就労支援」をあらためて整理し、公平な助成制度を確立する必要がある。</li> </ul>	
○全国国公立幼稚園長会	<p>&lt;幼保一体化等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保一体化については、地域によって幼稚園・保育所の設置状況が異なることを踏まえて、認定こども園（とくに幼保連携型）において保育及び教育を充実する必要がある。</li> <li>○多様化する幼児教育施設の中で、幼稚園・保育所・認定こども園いずれの施設でも確実に教育が行われるような仕組みとし、保護者が選択できることが重要。</li> <li>○「小1問題」に対応し、幼児教育と小学校教育の接続が重要である。</li> </ul>	<p>&lt;幼児教育の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「幼児教育」は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、3歳からの集団の中での豊かな学びと、専門性の高い教員が必要。</li> <li>○子育ての現状は、地域格差、経済格差、子どもの育ちの危機、子育てに悩む母親の増加、保護者の学びの機会の欠如などの課題があるが、次代を担う人づくりの根本的な対策として、子どもの育ちの視点から考える必要がある。</li> <li>○幼稚園、保育所に通う親子には様々な考え方や価値観があるが、子育て家庭が地域社会づくりにかかわっていくことが重要である。</li> </ul>	

【放課後児童対策・地域子育て支援（NPO）】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全国学童保育連絡協議会		<p>&lt;学童保育の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「学童保育」は、共働き・ひとり親家庭の小学生（主に低学年）の子どもたちに、家庭に代わる「毎日の生活の場」を保障する施設であり、「毎日の継続した生活保障」と「安全で安心できる生活の保障（指導員と子ども、子ども同士の継続した人間関係）」が必要である。</li> </ul> <p>&lt;学童保育の充実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「学童保育」に関する市町村の実施責任を強化すると同時に、最低基準をつくり、その基準に沿って質的向上が図られるよう、国としての財政措置をしっかりと行うことが、「量的」「質的」な拡充につながる。</li> <li>○とりわけ、指導員が安心して働き続けられ、安定的に確保されるためには、公的な資格制度を創設し、養成機関を整備することが必要である。</li> <li>○「生活の拠点」と「遊び場・居場所」を区別する観点から、全児童対策事業との一体的運営には反対する。</li> </ul>	
○子育てひろば全国連絡協議会 （奥山 千鶴子 理事長）		<p>&lt;地域の子育て支援の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満の子どもたちのサポートは、親も入れた家庭支援という考え方が重要である。他方、3歳以上は、幼稚園・保育所を軸とした基本8時間保育、学びの場と養育の場の実現を目指す。</li> <li>○親が働いていない家庭であっても、家庭内ケアには限界があるため、一定のサービスの提供が必要である。</li> <li>○子ども・家庭施策の政策目的は、「①子どもの健やかな育ち」「②親のエンパワーメント」「③両立支援」「④地域力の向上」。</li> </ul>	<p>&lt;子育て支援制度のあり方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援については、地域事情に応じたサービスの創出と提供が可能な「子育て支援NPO」などを活用すべきである。</li> <li>○フランスの「家族手当金庫」のように、子育て家庭や支援団体、企業など多様な関係者が参画し、議論する場が必要である。</li> </ul>

【民間保育事業者】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○(株)JPホールディングス （山口 洋 代表取締役）		<p>&lt;保育制度改革と民間参入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育サービスへの「多様な経営主体の参入」により、多様な保育ニーズへの対応が可能になるとともに、大規模な組織をもつ株式会社などの資源を活用することにより、スピード感のある拡充が可能となる。</li> <li>○また、大規模な事業体の参入により、研修システムや福利厚生による職員の質の向上や処遇向上が可能となる。</li> <li>○保育サービスへの参入障壁としては、「①地方自治体による差別的な取扱い（既得権益団体などの圧力）」「②社会福祉会計の事務労力」「③株式会社が配当を制限される場合がある」「④運営費の使途制限があり余剰金が活用できない」等の課題がある。</li> </ul>	<p>&lt;地方の役割等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「地方分権」はよいが、地方の利権を残したままでは改善しない。</li> <li>○既存の認可外保育施設に対して公費を投入し、質の向上を図ることにより、待機児童を解消することができる。</li> </ul>

【労使関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○日本経済団体連合会	<p>＜幼保一体化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「幼保一体化」については、幼稚園・保育所のそれぞれの基盤の上に保育・教育機能を付加し、教育と保育を一体的に推進することとし、まずは認定こども園設置拡大に向け、手続きや運営費補助などの普及阻害要因を解消すべきである。</li> <li>○ 「一体化」が必要な根拠や財源についての議論が不足しているのではないか。</li> </ul>	<p>＜保育制度改革等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様で柔軟なサービスの拡充に向け保育分野における株式会社やNPOの参入を促進。初期投資の負担軽減を行うとともに、社会福祉法人会計による財務規制、事実上の配当規制等を撤廃すべきである。</li> <li>○ 保育士資格制度の見直し、新卒に限らない有資格者の掘り起こし、無資格でも経験者を活用するなど、保育の担い手を確保すべきである。</li> </ul>	<p>＜子育て支援制度のあり方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国、地方、労使団体、保育利用者等が参画する「子育て会議（仮称）」を内閣府に設置し、子育て支援関連予算の「みえる化」を図るとともに、重点施策や予算編成の基本方針を策定し、執行状況を確認する仕組みを提案する。</li> <li>○ 基金方式については、それを管理する組織も必要となり、行政の肥大化を招くこととならないかという懸念がある。</li> </ul> <p>＜財源等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済活力を維持しつつ、子育て支援や社会保障の持続可能性を確保するには、全国民で支える消費税を中心に安定財源を確保すべきである。</li> <li>○ 保育サービスは公費対応が基本。企業が一定負担するには①拠出目的と給付内容の整合性が図られること、②給付の規模、対象、内容への意見反映が可能であること、③拠出の規模、仕組み、中長期の負担見通しが明らかであることが必要不可欠である。</li> <li>○ 「地域主権」改革の流れと整合性を図りながら、地方自治体に確実に予算を配分し、地域実情にあわせて創意工夫できる仕組みが必要である。</li> </ul>
○日本商工会議所	<p>＜幼保一体化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保一元化（保育士と幼稚園教諭の制度を含む）を推進するとともに、待機児童対策に幼稚園の資源を活用する。認定こども園は経過的であり、将来的には幼保一元化をすべき。</li> </ul>	<p>＜保育制度改革等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時預かり等の多様な保育ニーズに対応し、すべての子育て世帯が保育サービスを受けられるよう、「保育に欠ける要件」の見直し（廃止）をする。</li> <li>○ 地域の実情に応じて子育て世帯のニーズが解決できるように、地方自治体へ権限移譲をするとともに、新規参入や既存事業者のサービス拡充を妨げないよう、認可の客観化、規制緩和をあわせて行う。</li> </ul>	<p>＜財源の確保等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少子化対策予算を対GDP比2%程度まで増額することが必要。その際、現金給付よりは保育所整備などのサービス拡充に予算を優先配分すべきである。</li> <li>○ 現行の事業主負担を財源とする児童育成事業費は①給付と負担の対応がとれていない、②給付に対する考え方が不明瞭、③事業主との協議の場がないなどの問題があるとともに、日本企業の7割は各種手当を支給して子育て世帯の従業員を支援しているところである。これ以上の事業主負担を求めべきではない。</li> </ul>
○日本労働組合総連合会	<p>＜幼保一体化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「幼保一体化」については、当面は認定こども園、とりわけ幼保連携型の普及環境の整備が現実的ではないか。</li> </ul> <p>＜子ども家庭省（仮称）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定財源の確保と財源の統合により、子ども・子育て政策を総合化・体系化する必要がある。将来的には「子ども家庭省（仮称）」を展望する。</li> </ul>	<p>＜保育制度改革等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスの利用を保障し、市区町村の実施責務を法制度上明示することが必要。</li> <li>○ 人材不足改善のためにも保育士の処遇改善が必要。運営費の使途制限は人材確保とサービスの質の向上に不可欠。</li> <li>○ 放課後児童クラブについては、事業の位置付け・基準を検討し、早急に制度化すべき。また、指導員の待遇改善と人材確保等のために必要な手当をすべき。</li> </ul>	<p>＜子育て支援制度のあり方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財源の統合、ステークホルダー参画による総合的な政策プロセスへの関与を前提とし、国が最低基準を定め、安定的財源を保障し、市区町村においてその財源が確実に子ども・子育てサービスに回る仕組みが必要（「子育て基金（仮称）」構想）。</li> </ul> <p>＜現物サービスの重要性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本はOECD諸国の中でも、子ども・子育て支援費用の対GDP費が少ない。OECD並の対GDP比率に引き上げていくべき。</li> <li>○ 一般財源化は、子ども・子育てにかかる財源が地域における子ども・子育てに使われているか不透明になる。</li> <li>○ 子ども手当は国庫負担を基本とすべきであるが、少なくとも児童手当の事業主拠出分程度は維持すべき。また、現物給付と現金給付のバランスをとり、当面は基盤整備を優先すべき。</li> </ul>

【地方関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全国知事会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保一体化の検討にあたっては以下の3つの視点が重要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ わが国の将来を見据えた教育のあり方からの検討。</li> <li>・ 低年齢児から放課後児童対策までの途切れのない支援を行う観点。</li> <li>・ 経済効率からではなく、子どもの立場に立った検討。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;子ども家庭省（仮称）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども関連施策を総合的・一元的に行う省庁の設置が必要。一部都道府県（秋田県・高知県等）では既に幼保の一元的所管を行っているところがある。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育、幼児教育については、基礎的自治体を実施主体とすることが適当であるが、都道府県の役割等についても議論していきたい。</li> </ul>	<p>&lt;子ども手当について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国一律で行う現金給付については国でその財源を負担すべきであり、保育のようなサービスは地方が創意工夫により取り組む仕組みとすべき。</li> <li>○ 現金給付と現物給付のバランスが必要であるほか、国の責任において必要な財源の確保を図るべき。</li> </ul> <p>&lt;子育て支援制度のあり方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ フランスの家族手当金庫のようなものをつくっても、信頼性を保てるのか疑問である。</li> </ul>
○全国市長会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市立のこども園が認定を受けないのは、認定をうけることのメリットがないため。制度を広げていくなれば、財源等のメリットがある制度にすることが必要。</li> <li>○ こども園化しても幼稚園と保育所の利用料の違い、預かり時間の長短の差など、幼保の制度の違いによる問題は依然として解消されていない。</li> </ul> <p>&lt;子ども家庭省（仮称）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯学習の繋がりを断絶しない横軸的な対応として、就学前の時期についてはすべて「子ども家庭省（仮称）」が所管するなどの形がとれないか。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所の待機児童の問題については、幼稚園における児童の受け入れを「2歳以上」とすることにより効果的な解決策がとれるのではないか。</li> </ul>	<p>&lt;国と地方の役割等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方分権にあたり、幼稚園・保育所の許認可権を地方（市町村）に移すべき。保育、幼児教育については、基礎的自治体に任せてもらえれば、都道府県の関与は必要ないのではないか。</li> <li>○ 基金方式については、財源についての懸念がある。</li> </ul> <p>&lt;子ども手当について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども手当については、保育料・給食費等の滞納分を市町村において相殺できる制度としてほしい。</li> </ul>
○全国町村会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観念的、理念的な「幼保一体化」ではなく、具体的な財政支援の裏付けがなければ現実には動かないのではないか。</li> <li>○ 幼保一体化は大事だが、都市部では待機児童の問題、地方では少子化による定員割れの問題がある。地域の実情に応じた柔軟な運用ができる制度にするべき。</li> </ul>	<p>&lt;公立保育所の運営費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立保育所の運営費が一般財源化して交付金が減った。財源的な裏付けがなければ子どもたちのための教育・保育サービスの質が確保できないのではないか。</li> </ul>	<p>&lt;国と地方の役割等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育、幼児教育については基礎自治体に任せてもらえれば都道府県の関与は必要ないのではないか。</li> <li>○ 基金方式については、市町村に設ける場合、町村には小さな額しか入らず、不利になるのではないか。</li> </ul>

# 次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

## 政権与党の政策

### 【三党連立政権合意】

- ・ 子ども手当の創設、保育所の増設、質の高い保育の確保、待機児童の解消、学童保育の拡充

### 【民主党マニフェスト2009(抄)】

#### ○「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」

- ・ 安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する
  - 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
- ・ 縦割りになっている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備
  - 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消
  - 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

### 【社民党マニフェスト】

- ・ 子どもに関する総合的な政策を一元的に行う「子ども家庭庁」を設置

## 社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

## 明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

### ○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。

- (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
- (イ) イコールフッティングによる株式会社・NPOの参入促進
- (ウ) 幼保一体化の推進

## 新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

- 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消

## 平成22年度予算における子ども手当等の取り扱いについて

(四大臣合意)

- 次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

## 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

- 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

## 子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

### ○平成22年3月11日より作業グループにおいてヒアリング開始

- ・ 第1回 有識者(大日向雅美・駒村康平・武藤隆)
- ・ 第2回 有識者(秋田喜代美・小西砂千夫)・保護者
- ・ 第3回 保育関係団体等
- ・ 第4回 幼児教育関係団体・学童保育・子育てNPO等
- ・ 第5回 労使関係団体等
- ・ 第6回 有識者(宮本太郎)・地方関係団体等

# 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

～平成21年12月8日 閣議決定～

## 6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

### (1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

#### ① 制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

#### <具体的な措置>

##### ○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

##### (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

##### (イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

##### (ウ) 幼保一体化の推進

- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

## 「新成長戦略(基本方針)」について(抄)

～平成21年12月30日 閣議決定～

### ～子どもの笑顔のあふれる国・日本～

#### 【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

#### 【主な施策】

- 幼保一体化を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進
- 育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)
- 子どもの安全を守るための社会環境の整備

#### (子どもは成長の源泉)

我々は周りの人々の笑顔を我が喜びと感じ、幸せを実感することにより、生きていく力を与えられる。子どもの笑顔が、家族の笑顔に広がり、地域や職場での笑顔に広がる。社会が笑顔であふれることが、日本が活力を取り戻し、再び成長に向かうための必要条件である。我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならない。

#### (人口減少と超高齢化の中での活力の維持)

70年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在した90年代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率の見通しのままでは2050年の人口は9,500万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創造の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

## 平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
  - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
  - (2) 所得制限は設けない。
  - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
  - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
  - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
  - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3.の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

# 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う  
 <個人に過重な負担>



社会全体で子育てを支える  
 <個人の希望の実現>

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

## 基本的考え方

### 1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

### 2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

## 3つの大切な姿勢

○生命(いのち)と育ちを大切に

○困っている声に応える

○生活(くらし)を支える

## 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

#### (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備

#### (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)

#### (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

#### (4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
- ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

#### (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
- ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

#### (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・小児医療の体制の確保

#### (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

#### (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

#### (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
- ・NPO法人等の地域子育て活動の支援

#### (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
- ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

#### (11) 働き方の見直しを

- ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・テレワークの推進
- ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)

#### (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

# 主な数値目標等

## 安心できる 妊娠と出産

〔現状〕 〔H26目標値〕

○NICU（新生児集中治療管理室）病床数 21.2床 ⇒ 25～30床  
（出生1万人当たり）

○不妊専門相談センター 55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

## 地域の子育て力 の向上

〔現状〕 〔H26目標値〕

○地域子育て支援拠点事業 7100か所 ⇒ 10000か所  
（市町村単独分含む）

○ファミリー・サポート・センター事業 570市町村 ⇒ 950市町村

○一時預かり事業（延べ日数） 348万日 ⇒ 3952万日

○商店街の空き店舗の活用による子育て支援 49か所 ⇒ 100か所

## 潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

〔現状〕 〔H26目標値〕

○平日昼間の保育サービス（認可保育所等）  
（3歳未満児の保育サービス利用率） 215万人 ⇒ 241万人  
（75万人（24%）） （102万人（35%））

○延長等の保育サービス 79万人 ⇒ 96万人

○病児・病後児保育（延べ日数） 31万日 ⇒ 200万日

○認定こども園 358か所 ⇒ 2000か所以上（H24）

○放課後児童クラブ 81万人 ⇒ 111万人

## 男性の育児参加 の促進

〔現状〕 〔H26目標値〕

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合 10% ⇒ 半減（H29）\*参考指標

○男性の育児休業取得率 1.23% ⇒ 10%（H29）\*参考指標

○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事  
 関連時間（1日当たり） 60分 ⇒ 2時間30分（H29）\*参考指標

## 社会的養護の充実

〔現状〕 〔H26目標値〕

○里親等委託率 10.4% ⇒ 16%

○児童養護施設等における小規模グループケア 446か所 ⇒ 800か所

## 子育てしやすい 働き方と企業の取組

〔現状〕 〔H26目標値〕

○第1子出産前後の女性の継続就業率 38% ⇒ 55%（H29）\*参考指標

○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数 652企業 ⇒ 2000企業

(参考)

# 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算 (ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

**追加所要額：約0.7兆円** (平成26年度)【～ 約1.0兆円 (平成29年度)】

制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円 (平成26年度)【～ 約1.9兆円 (平成29年度)】

※施設整備費を除く

H21～26の必要費用累計額

**10兆**

(現在の費用に量的拡大のみを加え粗く機械的に試算)

量的拡大試算

両立支援

すべての子育て家庭支援

その他(社会的養護)

【認可保育所等】 + 約3,000億  
 【放課後児童クラブ】 + 約300億  
 【育児休業給付】 + 約1,500億  
 【病児・病後児・休日・延長等】 + 約200億

【一時預かり】 + 約800億  
 【妊婦健診】 + 約700億(注3)  
 【地域子育て支援拠点】 + 約200億

【社会的養護】  
 + 約200億

制度的見直しを行うと  
した場合の機械的試算

- 認可保育所の利用率1割とした場合
- 育児休業給付・仮に給付率80%とした場合

+ 約6,900億  
 + 約2,000億

※施設整備費

【保育サービス】 + 約700億

【放課後児童クラブ】 + 約100億

【社会的養護】 + 約70億

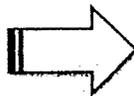
※その他、上記試算に含まれない検討課題

施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。

(参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

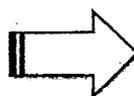


子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象・・・働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

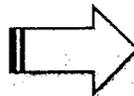
- ※利用者(子ども)中心
- ※潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し 等

③ ・多様な利用者ニーズへの対応  
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

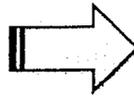
- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフットイングによる株式会社・NPO等の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し 等

サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



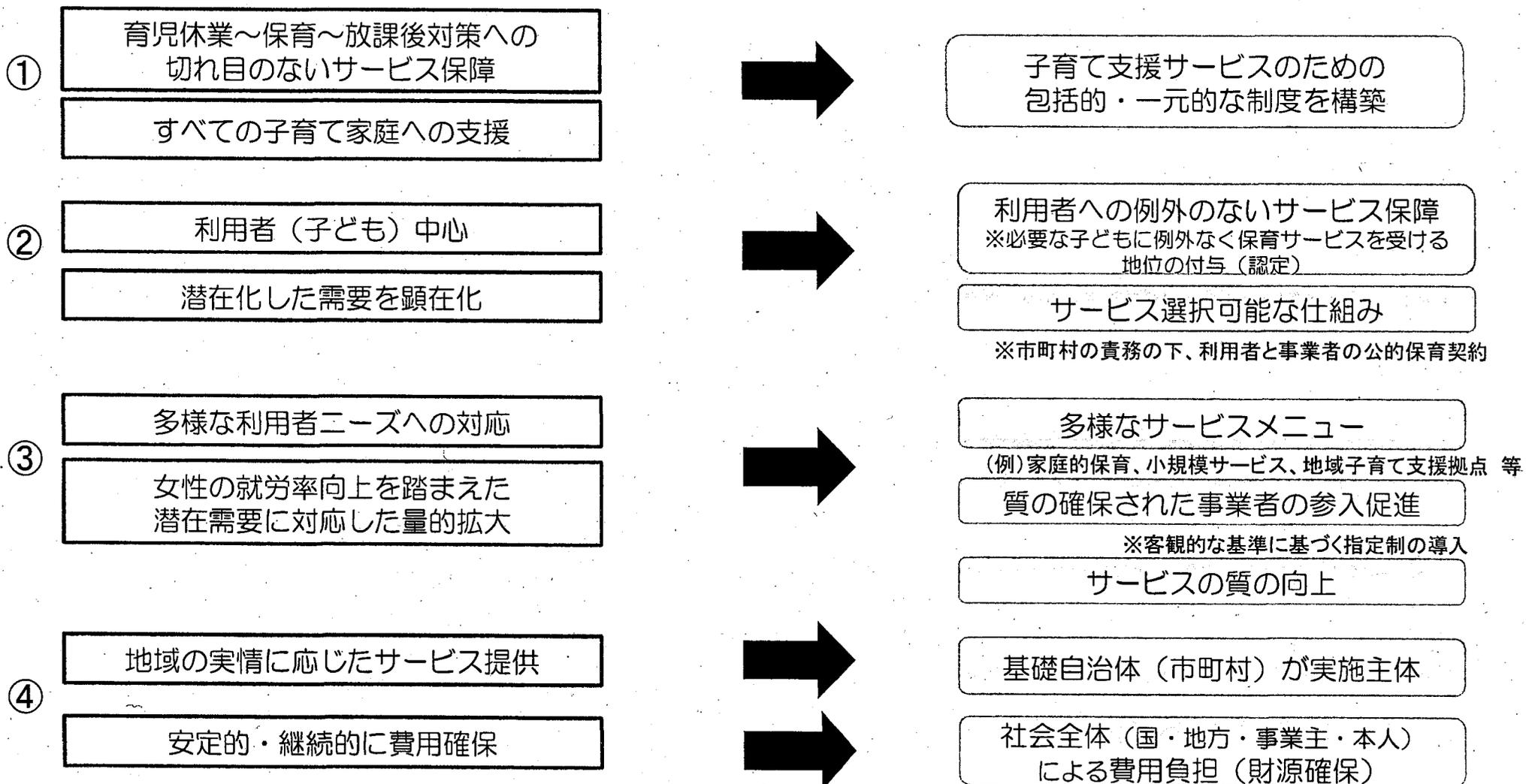
社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担(財源確保)

## 社会保障審議会少子化対策特別部会における これまでの議論のポイント(事務局整理)

この資料は、平成21年2月の第1次報告並びに21年5月以降の少子化対策特別部会及び保育第1・第2専門委員会における議論を踏まえ、少子化対策特別部会の事務局において、議論のポイントを整理したもの。

# 少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント

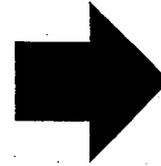
- 少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、保育・放課後児童クラブ・地域の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要。
- 少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要。



# ポイント①

育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

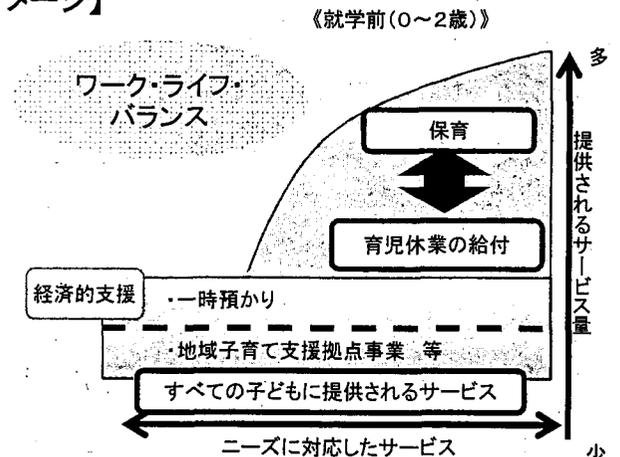
すべての子育て家庭への支援



子育て支援サービスのための  
包括的・一元的な制度を構築

- 少子化の背景にある、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するため、
  - ① 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現
  - ② 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築を、少子化対策として一体的に取り組む。
- 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築の実現のためには、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度の構築が必要。  
例) 現状では、様々な考え方・仕組みのもとで給付・財源がバラバラであることから、これら給付・財源を一体的に提供できる仕組みが必要。
- 少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業～保育サービス～放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。
  - ・ 保育サービスの質的・量的拡充
  - ・ 放課後児童クラブの質的・量的拡充
  - ・ すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み
- 女性の就業率の高まりに対応したスピード感のあるサービスの抜本的拡充とともに、児童人口減少地域における保育機能の維持等の課題にも対応。

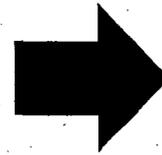
## 【イメージ】



## ポイント②(保育サービス)

利用者(子ども)中心

潜在化した需要を顕在化



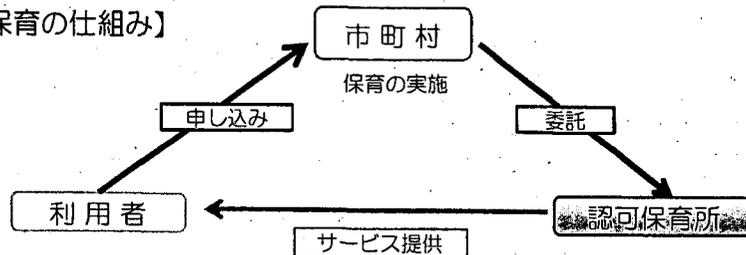
利用者への例外のないサービス保障  
※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける地位の付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

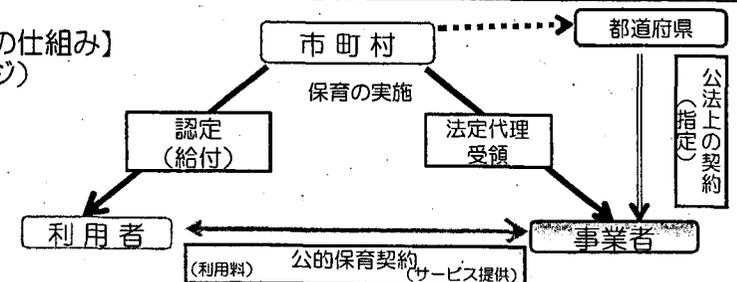
※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

- 市町村の実施責務を法制度上明示
  - ・ ①例外ない公的保育サービスの保障責務、②質の確保された公的保育サービスの提供責務、③適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、④保育サービス費用の支払義務
- 例外のない保育サービス保障(潜在需要を顕在化)
  - ・ 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与(「保育に欠ける」という仕組みの見直し)。
  - ・ 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにすることが必要。
- 市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定
  - ※併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。
  - ・ 必要量は、3歳未満の子どもには週あたり2～3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
  - ・ 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受入れ。
- 利用者と保育所が公的保育契約(サービス選択可能な仕組み)
  - ※現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働かない仕組みへ。
  - ・ 利用者(子ども)中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
  - ・ 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。
- 利用者に対し利用したサービスを費用保障(給付) + 保育所等による法定代理受領
  - ・ 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定(公定価格による質の保障と安定的事業運営への配慮)。
  - ・ 保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討。

【現行の保育の仕組み】



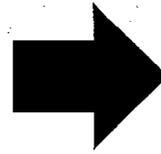
【新たな保育の仕組み】  
(イメージ)



### ポイント③

多様な利用者ニーズへの対応

女性の就労率向上を踏まえた  
潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点 等

質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

#### 〈仕事と子育ての両面を支援するサービス〉

##### ○ 多様な保育サービス類型の導入

- ・ すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、多様なサービス類型を導入（別紙1参照）。

例) 家庭的保育、小規模サービス、短時間勤務等、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育等

##### ○ 児童人口減少地域における対応

- ・ 児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討。

##### ○ 指定制の導入と市町村のサービス提供確保の義務

- ・ 多様な利用者ニーズへ対応し、多様なサービス類型のそれぞれごとに質の確保された事業者の参入促進を図るため、客観的な基準（通常保育については最低基準）に基づく指定制を導入。
- ・ 裁量的な認可により、地方自治体の財政事情等による抑制が働かない仕組みの改革。
- ・ 市町村による計画的なサービス基盤整備と児童人口の減少地域等における供給過多による弊害回避。

##### ○ 質の確保された事業者の参入促進

- ・ 施設整備費については、運営費に相当額（減価償却費相当）の上乗せを検討（当面の集中的整備促進等のための施設整備補助は維持）。
- ・ 認可外保育施設の最低基準到達支援
- ・ 適正なサービスの確保、サービスの休廃止時のルールが必要。
- ・ 質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討。その際、都道府県と市町村の役割の整理等についても考慮。
- ・ 運営費の用途制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、法人種別ごとの会計処理を検討。

##### ○ サービスの質の向上

- ・ 保育所に求められる役割等の高まりに対応した職員配置、保育の質の維持・向上を図るための安定雇用や保育士の処遇改善を可能とする仕組み、研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等。
- ・ 指導監査とともに、情報公表・評価等の仕組み。

### ポイント③(続き)

#### ○ 病児・病後児保育の量的拡充

- ・ 病児・病後児保育は、ニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割。働き方の見直しに取り組みつつ、量的拡充が必要。
- ・ 施設型と非施設型の役割、医師との連携等について検討。

#### ○ 放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・ 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための処遇改善が必要。
- ・ 市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための処遇改善等を検討。

#### 〈すべての子育て家庭を支援する基本サービス〉

#### ○ 多様なニーズに対応できる一時預かりの受け皿の拡大

- ・ 一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実。
- ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、多様な主体、多様なサービス提供方法を活用した受け皿拡大。

#### ○ 地域子育て拠点事業等地域の子育て支援の充実

- ・ 子育ての孤立感、負担感の解消に資する地域子育て支援拠点、遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館事業等、地域特性に応じた柔軟な地域の子育て支援の取組を支援する枠組みの検討。

#### ○ 社会的養護を必要とする子ども等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策の充実。

- ・ 施設に入所している子どもの心のケアや家庭復帰へ向けた支援、年齢に応じた設備などにより子どもの状態や年齢に応じたケアが実施できるよう、施設機能や配置基準などの見直しが必要。
- ・ 施設機能の見直しのみならず、地域で生活する要保護児童への支援の充実や施設と地域資源の連携も必要。

## ポイント④

地域の実情に応じたサービス提供

安定的・継続的に費用確保



基礎自治体（市町村）が実施主体

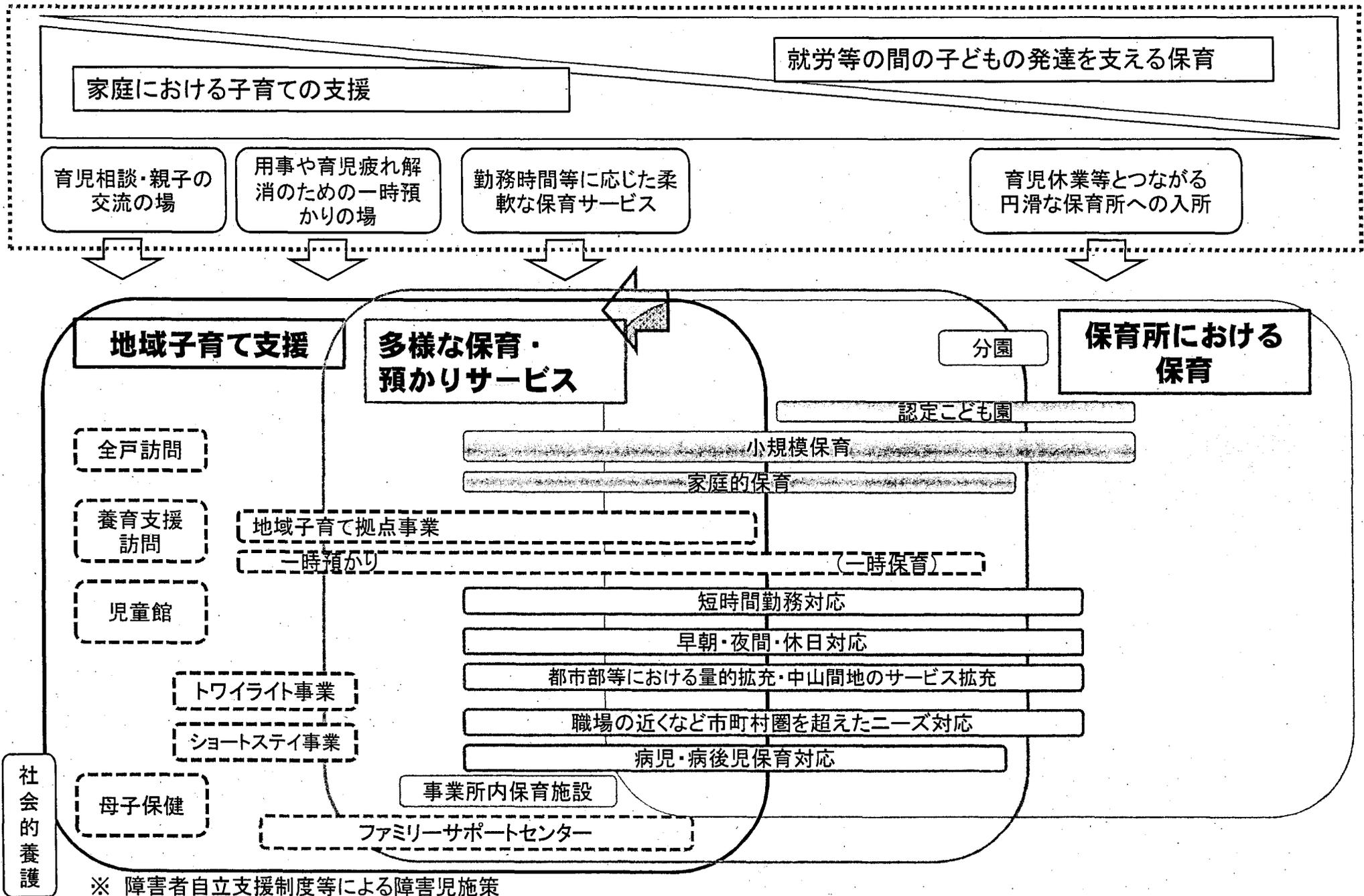
社会全体（国・地方・事業主・本人）による  
費用負担（財源確保）

- 地域の実情に応じたサービス提供を図るため、基礎自治体（市町村）が制度の実施主体。
- 新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠。
- 現行のサービスの類型によって財源構成も給付も異なる仕組みから、包括的・一元的な制度の構築へ。
- 社会全体（国・地方・事業主・個人）で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点につき、引き続き議論。
  - ・ 新たな制度体系によって増大する費用を国・地方・事業主・個人で適切に役割分担する仕組み
  - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み
  - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
  - ・ 社会全体で支え合うことを前提に、誰でも大きな負担感なく一定の負担で利用できるようにした上で、低所得者にも配慮する仕組み 等

※ 例えば、フランスでは「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理し、労使・利用者等の関係者が運営に参画し、資金を給付（別紙7参照）。

# 多様な子育て支援のニーズに対応したサービス

【別紙1】

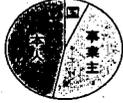
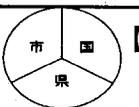
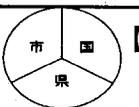
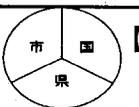


# 現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方 【別紙2】

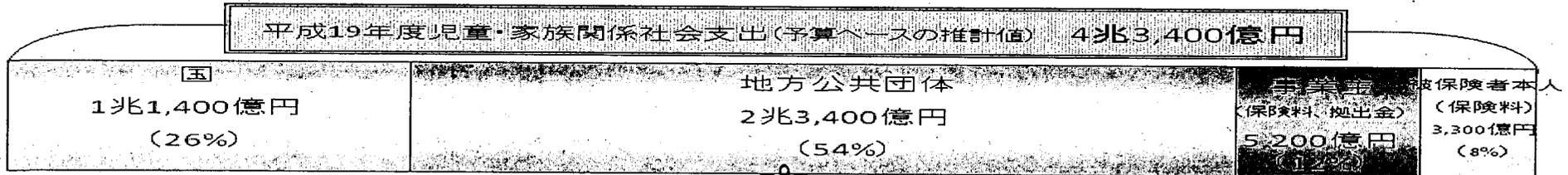
(平成19年度予算ベース)

現行の児童・家族  
 関係社会支出  
  
 4.3兆円  
 (利用者負担分を除く)



制度区分・給付サービス名・給付額	費用負担				
育児休業給付 1,800億円	 【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)				
保育所 9,900億円 (含病児・病後児)	 公立 【市10/10】 私立 【国1/2、県1/4、市1/4】				
児童手当 1兆500億円	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">                             被用者(3歳未満)                               【国・県・市各1/10、 事業主7/10】                         </td> <td style="width: 50%; border: none;">                             被用者(3歳以上)                               【国・県・市 各1/3】                         </td> </tr> <tr> <td style="border: none;">                             公務員                               【所属庁10/10】                         </td> <td style="border: none;">                             非被用者(自営等)                               【国・県・市 各1/3】                         </td> </tr> </table>	被用者(3歳未満)  【国・県・市各1/10、 事業主7/10】	被用者(3歳以上)  【国・県・市 各1/3】	公務員  【所属庁10/10】	非被用者(自営等)  【国・県・市 各1/3】
被用者(3歳未満)  【国・県・市各1/10、 事業主7/10】	被用者(3歳以上)  【国・県・市 各1/3】				
公務員  【所属庁10/10】	非被用者(自営等)  【国・県・市 各1/3】				
児童育成事業 (放課後児童クラブ・一時預かり・地域子育て支援拠点等) 600億円	 【事業主1/3、県1/3、市1/3】				
次世代育成支援対策交付金(延長保育・ 全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業 等) 700億円	 【国1/2、市1/2】				
児童入所施設など(児童養護施設、児童自立支 援施設、里親など) 1,500億円	 【国1/2、県1/2】				

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と表記



現行の児童・家族関係社会支出

4.3兆円

(うち児童手当 1兆円)

+

「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」による試算

(主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的コスト)

追加所要額  
1.5 ~ 2.4兆円

+

※ 試算(1.5~2.4兆円)に含まれていない検討課題

- ・社会的養護など特別な配慮を必要とする子どもたちの支援
- ・施設整備コスト
- ・サービスの質の向上(従事者の処遇改善等含む)
- ・経済的支援(児童手当、利用者負担軽減)等

【育児休業給付】+約2200億円~約4700億円

【保育サービス】  
+約7000億円~+約1兆3700億円

【病児保育】  
+約700億円~約800億円

【放課後児童クラブ】  
+約900億円

【一時預かり】  
+約2600億円

【妊婦健診】  
+約800億円

【地域子育て支援拠点】  
+約800億円

【放課後子ども教室】  
+約100億円

+

子ども手当  
5.3兆円

追加所要額  
4.3兆円

計 約10.1兆円  
~11.0兆円

資料:「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」による試算に新政権の子ども手当を加え、雇用均等・児童家庭局で仮に計算して作成。

# 次世代育成支援の給付・サービスの費用構成の試算

＜現行の負担割合をそのまま維持したものと仮定して機械的に計算＞

図1

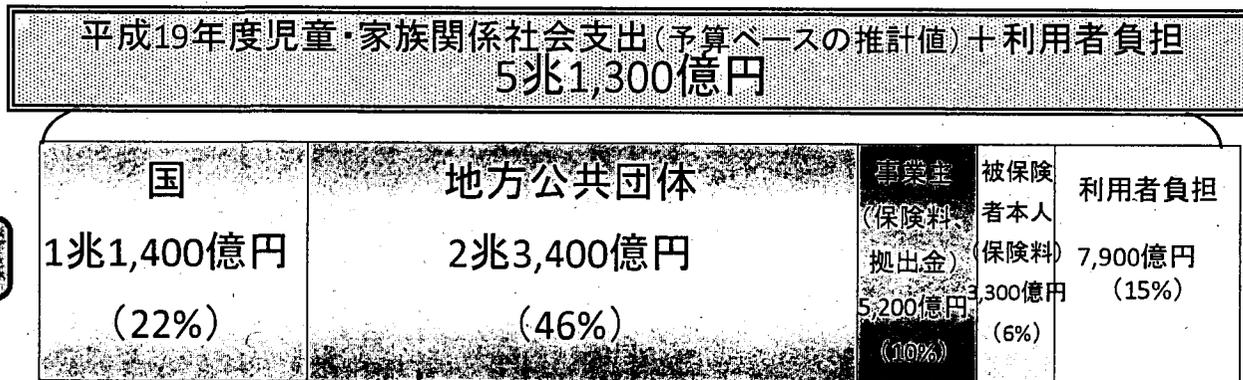


図2

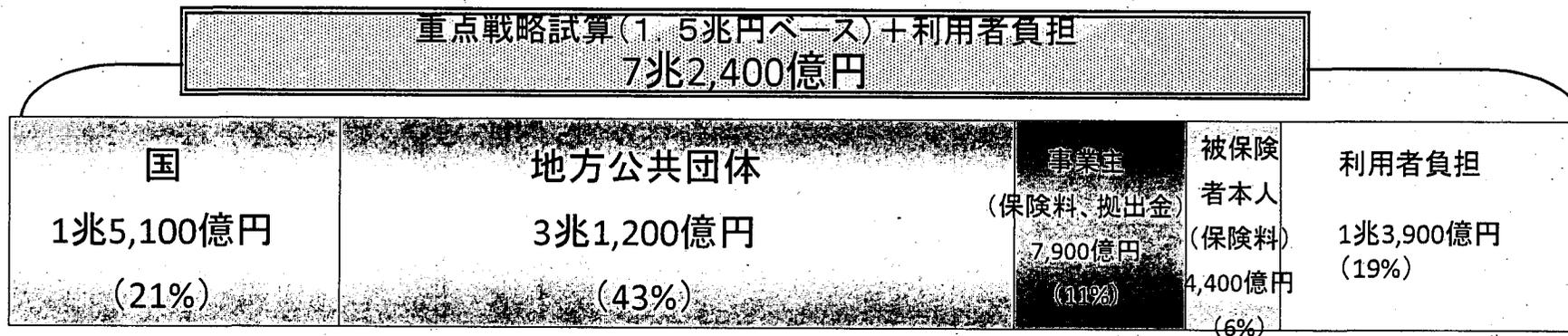
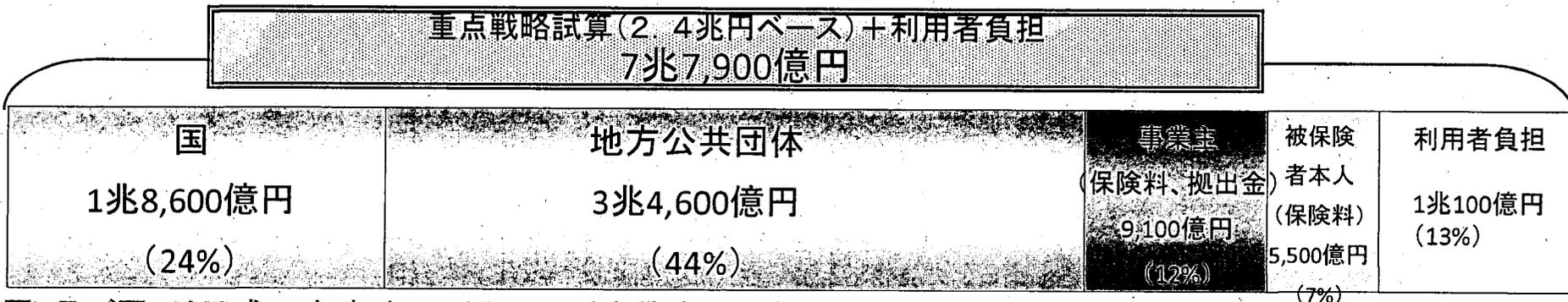


図3



※ 図2及び図3は平成19年度ベース(図1)に重点戦略上試算の増加分及び利用者負担増加分を加えている。  
 ※ 利用者負担には、保育、放課後児童クラブ、病児・病後児保育のみ含めた。

# 「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」による試算【別紙5】

(主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的コスト)

**追加所要額：1.5～2.4兆円**

<p><b>【育児休業給付】</b>  <u>①+約2200億円</u>  <u>～②+約4700億円</u></p> <p>① 第1子出産前後の女性の継続就業率(38%)が55%に          ② さらに給付をスウェーデン並(給与の80%相当)に</p>	<p><b>【保育サービス】</b>  <u>①+約7000億円～②+約1兆3700億円</u></p> <p>① 3歳未満の保育サービス利用率(20%)を、就業を希望するすべての人を支援できるように(38%)          ② 3歳未満の保育サービス利用率と利用者負担を、スウェーデン並(利用率44%、利用者負担1割)に</p> <p><b>【病児保育】</b> <u>①+約700億円～②+約800億円</u>          ①・②ともに上記の保育サービスの拡充に併せ拡充</p> <p><b>【放課後児童クラブ】</b> <u>+約900億円</u>          小学校1～3年生の放課後児童クラブ利用率(19%)を、就業を希望するすべての人を支援できるように(60%)</p>	<p><b>【一時預かり】</b>  <u>+約2600億円</u></p> <p>未就学児1人につき月20時間(保育サービス利用者は10時間)の一時預かりを提供</p>	<p><b>【妊婦健診】</b>  <u>+約800億円</u>          14回分の公費助成</p> <p><b>【全戸訪問】</b>          全市町村で実施</p> <p><b>【地域子育て支援拠点】</b>  <u>+約800億円</u>          全小学校区で実施</p> <p><b>【放課後子ども教室】</b>  <u>+約100億円</u>          全小学校区で実施</p>
---	---	---	--

+

## ※ 試算(1.5～2.4兆円)に含まれていない検討課題

- ・ 社会的養護など特別な配慮を必要とする子どもたちの支援
- ・ 施設整備コスト
- ・ サービスの質の向上(従事者の処遇改善等含む)
- ・ 経済的支援(児童手当、利用者負担軽減) 等

(額は平成19年度の児童人口を前提とした年額)

# フランスの家族関係支出(2003)の日本の人口規模への換算

【別紙6】

- ・フランスの家族関係社会支出を機械的に日本の人口に当てはめて算出したもの。
- ・( )内の円表示の金額は、為替レートの変動を受けることに留意が必要。
- ※ 為替レートは、1ユーロ=149円 (平成19年1~6月の裁定外国為替相場)

	フランス(2003)			日本の人口規模に換算(2005)		
	家族関係社会支出 ①	支出の対象となる 年齢階級人口 ②	1人当たり家族関係社会支出 ③=①÷②	支出の対象となる 年齢階級人口 ④	家族関係社会支出 ③×④	
家族手当 (Family Allowance)	17,569百万ユーロ (2兆6,178億円)	20歳未満 1,566万人 [25.4%]	1,122ユーロ (16.7万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(4.0兆円程度)	9,242億円 ⇒ 《H19予算》 1.6兆円程度
出産・育児休業 (Maternity and parental leave)	5,382百万ユーロ (8,019億円)	3歳未満 239万人 [3.9%]	2,250ユーロ (33.5万円)	3歳未満 328万人 [2.6%]	(1.1兆円程度)	5,755億円
保育・就学前教育 (Day care / home-help services)	18,782百万ユーロ (2兆7,985億円)	6歳未満 467万人 [7.6%]	4,022ユーロ (59.9万円)	6歳未満 679万人 [5.3%]	(4.1兆円程度)	1兆6,276億円
その他	6,131百万ユーロ (9,135億円)	20歳未満 1,566万人[25.4%]	391ユーロ (5.8万円)	20歳未満 2,418万人 [18.9%]	(1.4兆円程度)	5,576億円
家族関係社会支出計 《対GDP比》	47,864百万ユーロ (7兆1,317億円) 《3.02%》	—	—	—	(10.6兆円程度)	—

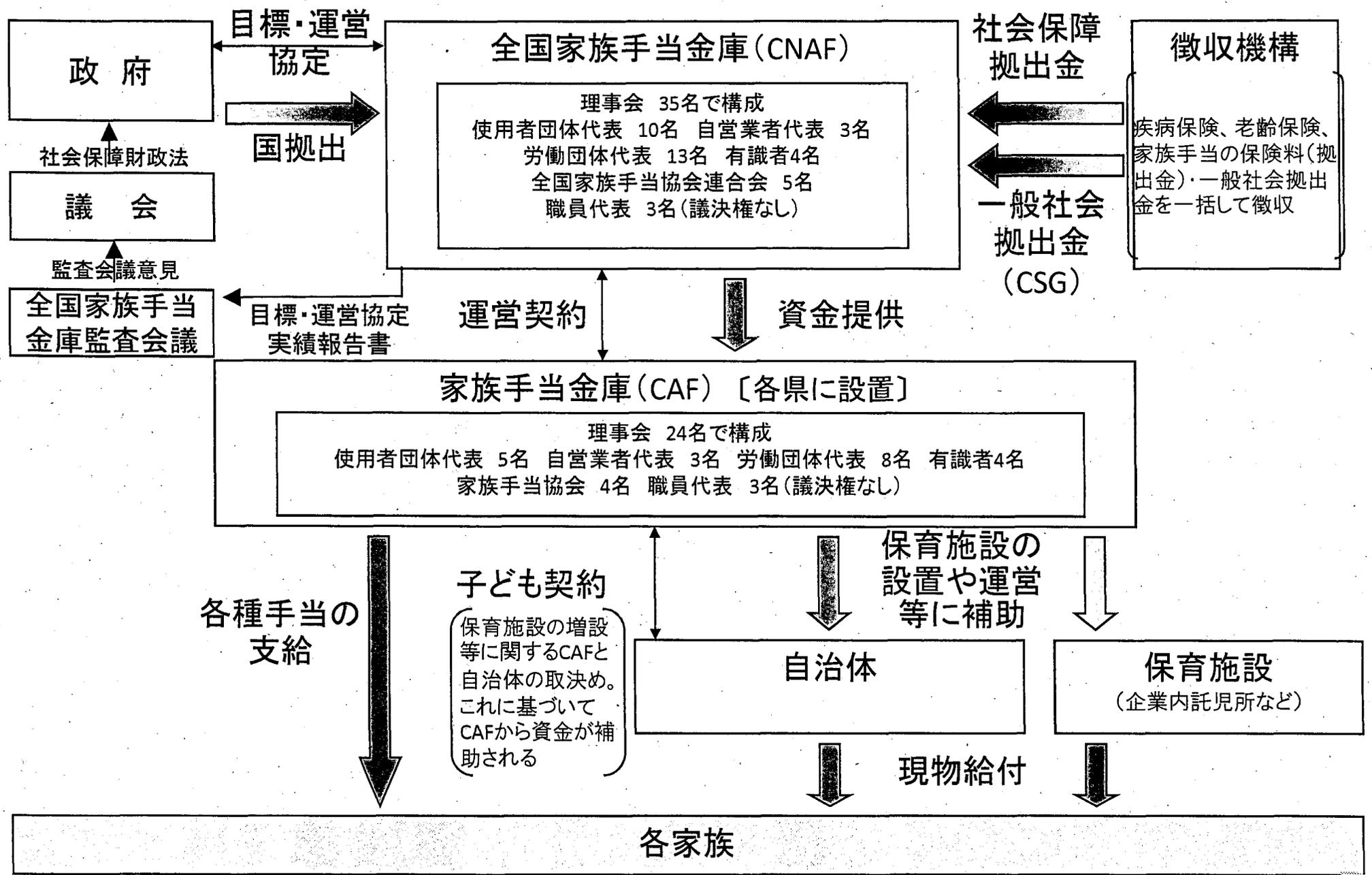
## 参考指標

	総人口(2003) ①	GDP(2003) ②	1人当たりGDP ②÷①
日本	1億2,769万人	493.7兆円	387万円
フランス	6,173万人	1兆5,852億ユーロ (236.2兆円)	2.57万ユーロ (383万円)

<資料>

Social Expenditure Database 2007(OECD)、  
日本のGDPは国民経済計算(内閣府)、人口は平成17年国勢調査(総務省)、平成15年10月1日現在人口推計(総務省)、  
Demographic statistics (Eurostat)

# フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



# 子ども・子育てビジョン

～子どもの笑顔があふれる社会のために～

平成22年1月29日

※ 「子ども・子育てビジョン」は、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条の規定に基づく「大綱」として定めるものである。

## 目次

- 第1 子どもと子育てを応援する社会に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・

  - 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）
  - 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
  - 生活と仕事と子育ての調和

- 第2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・

  - 1 社会全体で子育てを支える
  - 2 「希望」がかなえられる

- 第3 3つの大切な姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・

  - 1 生命（いのち）と育ちを大切にする
  - 2 困っている声に応える
  - 3 生活（くらし）を支える

- 第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策・・・・・・・・

  - 1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ
    - (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
    - (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
    - (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
  - 2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ
    - (4) 安心して妊娠・出産できるように
    - (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
    - (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
    - (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
    - (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
  - 3 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ
    - (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
    - (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
  - 4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）
    - (11) 働き方の見直しを
    - (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- 第5 今後の取組に向けた推進方策・・・・・・・・

別添1 施策の具体的内容

別添2 施策に関する数値目標

## 第1 子どもと子育てを応援する社会に向けて

### ○ 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）

子どもを大切にできる社会をつくりたいと思います。それはわたしたち人間すべてが子どもである時代を経て、大人へと成長する存在だからです。

子どもは社会の希望であり、未来の力です。子どもの笑顔があふれる社会は個人の希望や夢を大切にできる社会です。だからこそ社会全体で子どもと子育てを応援していきたいと思っています。

子どもにとって安全で安心な社会は、すべての人にとっても安全で安心な社会でもあります。キッズデザインの普及や、質の高い子どもの居場所づくりは、日本経済の活力にもなりえるのです。わたしたちは子どもが社会の主体的な一員であると位置づけ、その子どもと子育てを国、地方、企業（職域）、地域、NPO、家庭、個人など社会全体で応援する姿勢を明確に打ち出すことで、豊かな日本社会をつくり続けていきたいと考えています。

また近年、家庭や家族の形態、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルは実に多様化しています。離婚や死別によるひとり親家庭、虐待を受けた子どもたち、障害のある子どもたち、定住外国人の子どもたち、など特別な支援が必要な子どもが増えています。「教育の格差」「子どもの貧困」の問題が懸念されている時代だからこそ、格差や貧困をなくし、その連鎖を防止していくことがわたしたちに求められています。

わたしたちは、子どもの権利条約も踏まえ、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなくてはなりません。

### ○ 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

そもそも、この国は、子どもを生み育てるといふ希望がかなえられる社会になっているのでしょうか。

これまで「少子化対策」として、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきました。しかしそれが目に見える成果として、生活の中では実感できない現状にあるのではないのでしょうか。

若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦労しているといった現実があります。

これまで進められてきた少子化対策の視点からは、真に子ども・若者のニーズや不安、将来への希望に応える政策を生み出すことはできなかったのです。

わたしたちは当事者の目線で、子ども・若者の育ち、そして子育てを支援することを第一に考え、個人が希望を普通にならえられるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していかなくてはなりません。

各種の調査によれば、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっています。家庭を築き、子どもを生み育てるといった個々人の選択が尊重され、それが実現される社会を築くことが大切です。

子どもと子育てを応援することは、「未来への投資」であり、子ども手当の創設は、その大きな一歩です。子ども手当等の支援と教育や保育等のサービスとを「車の両輪」としてバランス良く組み合わせ、子ども・若者と子育てを応援する社会をみんなで作り上げていきたいと考えています。

## ○ 生活と仕事と子育ての調和

子どもの成長、子育て、個人の生活、仕事をバラバラに切り離して考えることはできません。さらに、家庭や職場における男性と女性の役割についてもあわせて考えていく必要があります。

例えば、我が国の女性の年齢階級別の労働力率を折れ線グラフにした際に見られる、いわゆる「M字カーブ」を台形型にしていくことは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現でもあり、保育サービス等の子育て支援策や、職場や家庭における男女の役割のあり方とも密接に関連する課題です。

「子ども・子育て支援」を進める際には、「男女共同参画」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策との密接な連携を図っていく必要があります。

若者の雇用を確保し、出産と子育ての環境を整備すると同時に、男性と女性の仕事と生活の両方を調和させていくことが、安定的で持続可能な経済社会の実現へとつながるものと考えています。

子どもと子育てをみんなで支えるセーフティネットを協力して作りあげていきたいと思えます。

次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、この「子ども・子育てビジョン」は、子どもと子育てを全力で応援します。

## 第2 基本的な考え方

### 1. 社会全体で子育てを支える

#### ○ 子どもを大切にする

- ・ どのような状況にある子どもであっても、多様性を尊重し、困難な状況に対しての支援を行うことにより、すべての子どもの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利が等しく確実に保障されることを目指します。

#### ○ ライフサイクル全体を通じて社会的に支える

- ・ 多様な家族形態や親の就労の有無に関わらず、すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく包括的に支えます。

#### ○ 地域のネットワークで支える

- ・ 地域の子育て力を高め、それぞれの地域の特色を生かし、子どもと子育てを中心として地域のネットワークで支えるとともに、地域の再生を目指します。

### 2. 「希望」がかなえられる

#### ○ 生活、仕事、子育てを総合的に支える

- ・ 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることは言うまでもありません。個人の希望する結婚、出産、子育てを実現するという観点から、子どもを生き育てることに夢を持てる社会を目指します。

#### ○ 格差や貧困を解消する

- ・ 子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は、2007年の調査で12.2%、そのうち、ひとり親世帯については54.3%となっており、OECD諸国の中でも高い水準であることが課題となっています。
- ・ 親の経済力や幼少期の生育環境によって、人生のスタートラインの段階から大きな格差が生じ、世代を超えて格差が固定化することがない社会を目指します。

## ○ 持続可能で活力ある経済社会が実現する

- ・ 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ・ 若者、女性、高齢者、障害のある者など働く意欲と能力を持つすべての人の社会参加を実現することにより、活力ある社会が実現します。
- ・ 将来世代に負担を先送りするのではなく、社会全体で必要な費用を賄うための負担を行っていくことが必要です。
- ・ 我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と最低を記録し、平成20年には1.37と3年連続で上昇しましたが、この動きが確固たるものになれば、少子化の流れが反転し、人口の急激な減少スパイラルからの脱却が図られます。

※結婚や出産に関する個人の希望が実現した場合の合計特殊出生率は、1.75程度になるものと試算されています。

## 第3 3つの大切な姿勢

### 1. 生命（いのち）と育ちを大切にする

『一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切にします』

#### ○ 妊娠・出産の安心・安全と子どもの健康を守るための環境整備や支援を進めます

- ・ 安心して妊娠・出産できる家庭、地域、社会をつくり、生まれてくる子どもたちを歓迎できるよう、妊婦健診や周産期医療など、安心・安全なお産ができる環境整備や支援を進めるとともに、生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を図ります。
- ・ 子どもたちの健康を守り、親の不安を軽減するため、小児医療の充実を図ります。
- ・ 子どもが欲しくてもできない方々の悩みや苦しみを少しでも軽減するため、男女を問わず、不妊治療への支援を進めます。

○ 子ども手当の創設や高校の実質無償化などにより、すべての子どもの健やかな育ちと教育の機会を確保します

- ・ 教育を含む子育て負担の軽減を図りつつ、次世代を担う子どもたちを社会全体で支える観点から、「子ども手当」を創設し、高校の実質無償化に取り組めます。

## 2. 困っている声に応える

『子どもや子育て家庭の不安を解消し、困っている声に応えます』

○ 保育所に入れなかった子どもたちや放課後の居場所のない子どもたちを抱える子育て家庭に、十分なサービスが提供されるよう環境整備を進めます

- ・ 保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。
- ・ 放課後児童対策について、必要とする人がサービスを受けられるよう量的な整備とともに、質の改善を図ります。

○ 一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し（インクルージョン）、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぎます

- ・ ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）が安心して暮らせるよう、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当等）の充実を図ります。
- ・ 障害のある子どもが他の子どもたちと同じように健やかに育っていける環境づくりを行うとともに、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を進めます。
- ・ 児童虐待を防止するとともに、社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に対応するため、家庭的養護の促進や施設機能の見直しなど、社会的養護の充実を図ります。
- ・ 多様な家庭や家族の形態に応じて、また、定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちについて、権利擁護ときめ細かな支援を行います。

### 3. 生活（くらし）を支える

『若い世代や子どもの立場に立って、家庭や地域の生活を支えます』

#### ○ 子どもや若者が円滑に社会生活に移行できるようにします

- ・ 社会経済情勢や雇用構造の変化を踏まえ、若い世代への就労・生活・自立に向けた支援など、「人生前半の社会保障」の充実を図り、若い世代の生活基盤を支えます。
- ・ ニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援については、新たに制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策の展開を図ります。

#### ○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、いわゆる「M字カーブ」の解消など、女性が出産や子育てのために仕事をやめなくてもよいように、また、出産や子育て後に円滑に仕事に復帰できる社会が実現するよう、働き方の改革と職場環境の改善を進めます

- ・ 政労使の合意による「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」を着実に実行に移し、社会全体として働き方の見直しを進めます。
- ・ とりわけ若者など就労による経済的自立が可能な働き方ができる社会、結婚や出産、子育てに関する希望が実現される社会、性や年齢にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力をもって様々な働き方や生き方が選択できる社会を目指します。

## 第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

3つの大切な姿勢を踏まえ、次のような「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、取組を進めます。なお、具体的な各種施策の内容については、「別添1」に整理しています。

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

#### (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・ 子ども手当の創設により、次世代を担う子どもたちを社会全体で支えます。
- ・ 高校の実質無償化、奨学金の充実等により、子どもの学びを支援します。
- ・ 子どもの「生きる力」を養い、安心して学べる学校の教育環境の整備に取り組めます。

#### (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・ 非正規雇用対策(正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等)や若者の就労支援の実施(キャリア教育・職業教育、ジョブカフェ等によるフリーター等の就労支援)を推進します。
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づくニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援に取り組めます。

#### (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・ 学校・家庭・地域の取組等を通じて、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めます。
- ・ 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境を整備します。
- ・ 文化・芸術活動、自然とのふれあいの場の提供等により、学びや遊びの体験を通じて豊かな人間性を育成します。

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

#### (4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・ 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減、新生児集中治療管理室(NICU)の整備等、相談支援体制の整備(妊娠・出産・人工妊娠中絶など)等により、妊娠・出産の支援や周産期医療体制(産婦人科医師、助産師等を含む。)を確保します。
- ・ 不妊専門相談センター、不妊治療に係る経済的負担の軽減等により、男女を問わず、不妊治療への支援に取り組めます。

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・ 潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消、多様な保育サービス（延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、事業所内保育等）の充実、人口減少地域における保育機能の維持、幼児教育と保育の質の向上を図ります。
- ・ 保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）及び「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月閣議決定）に基づき、検討を進めます。その際、地域主権を進める観点から地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担等の検討を併せて行います。
- ・ 上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得ます。
- ・ 放課後子どもプランを推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの質の向上を図ることにより、放課後対策に取り組みます。

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・ 子どもが病気になっても安心して医療にかかれるよう、小児医療体制を整備するとともに、あらゆる子どもを対象に、一定の窓口負担で医療にかかれるようにします。
- ・ こころの健康づくり、「食育」の普及促進、子どもの事故防止等により、子どもの健康と安全を守ります。

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・ 子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当を父子家庭にも支給）の充実等により、ひとり親家庭を支援します。

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・ 障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援の強化、障害のある子どもや発達障害のある子どもへの教育と保育などの支援等により、障害のある子どもへの支援に取り組みます。
- ・ 児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。
- ・ 定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を行います。

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

#### (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・ 乳児の全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリー・サポート・センターの普及促進、商店街の空き店舗や余裕教室の活用等により、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ・ NPO活動への支援、ボランティアの育成、高齢者等の人材活用等により、地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進します。

#### (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように

- ・ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進、公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備の推進等により、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境の確保を図ります。
- ・ 建築物、公共交通機関、公園等におけるバリアフリー化、道路交通環境の整備、子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）、交通安全教育等により、安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進します。

### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ

#### (ワーク・ライフ・バランスの実現)

#### (11) 働き方の見直しを

- ・ 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、ライフスタイルに応じた多様な働き方の推進、テレワークの推進等により、働き方の見直しに向けた環境整備を図ります。
- ・ 男性の育児休業の取得促進等により、男性の子育てへの関わりを促進します。

#### (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・ 育児休業、短時間勤務等を取得しやすい職場環境の整備、育児休業中の経済的支援、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等により、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業を支援するとともに、子育て女性等の再就職支援を図ります。
- ・ 男女が職場で十分に能力を発揮しつつ、子どもを生み育てながら安心して働き続けられる職場環境となるよう、男女雇用機会均等の確保を図るとともに、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇を推進します。
- ・ 企業経営者等の意識改革、積極的取組企業の社会的な評価の推進など、企業等における取組の「見える化」によりもう一段の取組を推進します。

## 第5 今後の取組に向けた推進方策

### 1. 政府を挙げた取組

- ・ 本ビジョンに基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進します。
- ・ 省庁横断的な観点から、総合性と一貫性を確保するため、子どもや子育てに係る施策間の整合性や連携を図る取組を進めるとともに、「子ども家庭省(仮称)」の検討など、省庁のあり方についても検討します。
- ・ 男女共同参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、子ども・若者育成支援等の重要政策とともに一体的な取組を進めます。

### 2. 数値目標

- ・ 今後、5年間を目途(平成26年度)として、「別添2」に掲げられた数値目標を目指します。
- ・ 必要な費用については、次世代の負担とすることなく、公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・抛出の組み合わせにより支えていきます。
- ・ 具体的には、毎年の予算編成において、厳しい財政状況を踏まえつつ検討し、限られた財源の中で効果的かつ効率的に必要な社会的基盤の整備を図ります。

### 3. 社会全体における理解と広がりをもった取組

- ・ 社会全体における理解と広がりをもった取組の促進のため、職場、家庭、地域、学校等における取組を促進するとともに、広く社会に向けた情報発信を行います。

### 4. 地域の実情に応じた取組

- ・ 各地方公共団体が定める次世代育成支援行動計画等に基づき、地域の実情に応じた施策の展開を図ります。
- ・ 地方公共団体における子ども関連施策を担当する部署の横断的な連携の仕組みを強化します。

### 5. 点検・評価と本ビジョンの見直し

- ・ 関連施策については、定期的に進捗状況を点検・評価するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行います。その際、子どもや子育て家庭の視点に立った点検・評価という視点を重視します。
- ・ 本ビジョンについては、施策の進捗状況とその効果、社会経済情勢、子どもの貧困率など子育て家庭の状況その他子どもと子育てをめぐる状況等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行います。

## 施策の具体的内容

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

#### (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

##### 《子育てを社会全体で支える》

###### □子ども手当の創設

- ・ 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもたちを対象として「子ども手当」を創設します。

##### 《子どもの学びを支援する》

###### □高校の実質無償化

- ・ 公立高校生については授業料を徴収しないものとするとともに、私立高校生等については高等学校等就学支援金を支給します。

###### □奨学金の充実等

- ・ 能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対する奨学金や授業料の減免などの支援を行います。

###### □学校の教育環境の整備

- ・ 「生きる力」をより一層はぐくむことを目指すとともに、学校の教育環境の整備を推進します。

## (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

### 《若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む》

#### □非正規雇用対策の推進

- ・ 意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進します。

#### □若者の就労支援

- ・ 仕事と生活の調和の視点も含めた勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等をはぐくむキャリア教育・職業教育、ジョブカフェ、ジョブ・カード制度などによるフリーター等への就労支援など、包括的な若者支援に取り組めます。

#### □子ども・若者育成支援推進法に基づく支援

- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づき、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援を行うための子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図ります。

## (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

### 《生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める》

#### □妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

- ・ 妊娠や不妊治療、家庭・家族の役割について早くから情報提供が行われるように啓発普及を図ります。特に、妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階を踏まえ、学校段階からの教育の推進を図ります。

#### □乳幼児とふれあう機会の提供

- ・ 保育所、児童館、保健センターなどの公的施設等を活用して、中・高校生等が乳幼児と出会いふれあう機会を広げるための取組を推進します。

#### □学校・家庭・地域における取組の推進

- ・ 学校・家庭・地域において、生命の大切さや家庭・家族の役割、保育体験を含む子育て理解等に関する教育を推進します。

□「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

- ・ 多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」（11月第3日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後1週間）における啓発や、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図ります。

□家族形成に関する調査・研究等

- ・ 家族形成に関する調査・研究及び事例収集・分析を通じて、政策的対応に向けた検討を行います。

《学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する》

□地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備

- ・ 学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施により、地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを健やかにはぐくむ活動を推進するとともに、家庭教育に関する地域人材を養成し、相談対応や学習機会の提供など、家庭の教育力の向上に向けた取組を推進します。

□消費者教育等の推進

- ・ 学校・家庭・地域において、消費者教育・金融経済教育を推進します。

□地域や学校における体験活動

- ・ 子どもたちと地域社会との関わりを深め、豊かな人間関係を形成できるよう、全国の小・中・高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動などの様々な体験活動を行う機会を提供します。

□文化・芸術活動

- ・ 優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加を促進します。また、民俗芸能や茶道、華道などの伝統文化を体験できる機会の提供を支援します。

□自然とのふれあいの場

- ・ 国立公園等の豊かな自然の中で自然や環境の大切さを学ぶ機会の提供や、こどもエコクラブ事業による環境保全活動や環境学習を行うことへの支援を通じて、自然とのふれあい施策を推進します。

□農林水産業の体験や、都市と農山漁村との交流体験

- ・ 森林等の豊かな自然環境、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の取組を推進します。

□子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）

- ・ 都市公園、河川や海辺、森林などで、子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、安全で自由に遊べるよう、環境整備を推進します。

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

《妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を確保する》

□妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減

- ・ 出産に係る経済的負担の軽減を図るとともに、市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診の公費負担などにより、妊娠の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。

□周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

- ・ 地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センター等への支援（新生児集中治療管理室（NICU）の整備等）、周産期医療に携わる医師・助産師等の確保、救急搬送受入体制の確保を図ります。

□産科医療補償制度

- ・ すべての分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・早期解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図ります。

□マタニティマークの普及啓発

- ・ 妊婦健診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対するやさしい環境をはぐくんでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。

□相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等）

- ・ 生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の観点から、妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等での相談援助体制の整備を図ります。

## 《不妊治療への支援に取り組む》

### □不妊専門相談センター

- ・ 男女を問わず、不妊治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図ります。

### □不妊治療に係る経済的負担の軽減等

- ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には医療保険の適用を検討し、支援を拡充します。  
また、不妊治療における安全管理のための体制の確保が図られるようにします。

## (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

### 《待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る》

#### □保育所待機児童の解消

- ・ 就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、保育所待機児童の解消を図ります。  
とりわけ、待機児童の8割を占める3歳未満児の公的保育サービスの利用割合については、平成21年度末には対象児童の24%、潜在的な保育需要を合わせると、平成29年度には44%に達すると見込まれています。  
このため、女性の就業率が段階的に上昇することを勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図ります。  
その際、保育所の整備に加えて、小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、家庭的保育の拡充などを推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図ります。

#### □多様な保育サービスの提供

- ・ 働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図ります。

#### □家庭的保育（保育ママ）の普及促進

- ・ 家庭的保育（保育ママ）の担い手の育成や環境整備についての支援を充実し、その普及促進を図ります。

#### □幼児教育と保育の質の向上

- ・ 教育基本法等に基づき改訂された「幼稚園教育要領」の円滑な実施を図るとともに、教員研修や学校評価等の充実を図ります。

また、「保育所保育指針」及び「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育実践の改善・向上、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上を図ります。

#### □幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

- ・ 保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、社会全体で費用を負担する仕組みにより財源確保を図りながら、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）及び「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月閣議決定）に基づき検討し、平成23年通常国会までに所要の法案を提出します。その検討にあたっては、地域主権を進める観点から地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担等の検討を併せて行います。
- ・ 新たな次世代育成支援のための制度体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得ます。

#### 【新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けての検討事項】

- ・ 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障
- ・ 市町村の責務の下、利用者への例外ないサービス保障等による利用者本位の仕組み
- ・ 多様なサービスメニューと客観的基準による指定制の導入等による潜在需要に対応した事業者の参入促進
- ・ サービスの質の向上
- ・ 基礎自治体（市町村）が実施主体
- ・ 社会全体（国・地方・事業主・本人）による費用負担

※例えば、フランスでは、「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理する仕組みとなっています。

## 《放課後対策に取り組む》

### □「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

- ・ 「放課後子どもプラン」などの取組について、全小学校区での実施を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施する総合的な放課後児童対策を推進します。

### □放課後児童クラブの充実

- ・ 就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ります。

対象児童（小学校1～3年）のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、平成29年度には40%に達すると見込まれていますが、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指します。

また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

## (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

### 《小児医療体制を確保する》

#### □小児医療の充実

- ・ 休日・夜間も含め、小児救急患者の受入ができる体制を整備します。  
また、子どもについては、親の保険料の滞納状況にかかわらず、一定の窓口負担で医療にかかれるようにします。

#### □小児慢性特定疾患治療研究事業等

- ・ 小児期における小児がんなど特定の疾患の治療について確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を推進するほか、未熟児の養育医療費の給付等を行います。

## 《子どもの健康と安全を守る》

#### □予防接種

- ・ 定期の予防接種を円滑に受けられるような環境の確保に努め、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防を図ります。

#### □こころの健康づくり

- ・ 児童思春期における心の問題に対応できる小児神経科、児童精神科等の医師の養成を図るとともに、精神保健福祉センター、児童相談所などにおける専門相談の充実を図ります。  
また、児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。

#### □性に関する科学的な知識の普及と発達段階に応じた適切な教育

- ・ 思春期の人工妊娠中絶やH I V感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、健康教育や電話相談等を行うことにより、人間としてそれぞれの性を尊重すること等正しい理解の推進と性に関する科学的な知識の普及を図ります。

#### □「食育」の普及促進

- ・ 子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性をはぐくめるよう、家庭・学校・保育所・地域等が連携した「食育」の取組を推進します。

#### □子どもの事故防止

- ・ 家庭内における子どもの事故防止について、母子保健事業等の機会を活用し保護者に周知・指導を行うほか、建築物、公園等の施設や製品などに関する子どもの事故情報の収集・調査や情報提供により、事故の未然・再発防止及び安全性の向上を図ります。

さらに、子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。

#### □犯罪等の被害の防止

- ・ 学校、家庭やP T A等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進します。  
また、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進します。

#### □子どもの健康に影響を与える環境要因の解明

- ・ 子どもの成長・発達に影響を及ぼす環境要因（環境中の化学物質の曝露、生活環境等）を解明し、子どもが健やかに育つ環境の実現を目指すため、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施します。

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

《ひとり親家庭への支援を推進する》

□子育て・生活支援

- ・ 保育所の優先入所やヘルパーの派遣などによる子育てや家事支援などを推進します。

□就業支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等による就業支援、職業訓練などによる資格・技能の取得支援、在宅就業等を推進します。

□経済的支援の充実

- ・ 児童扶養手当について、母子家庭だけでなく父子家庭にも支給することとするとともに、母子家庭の自立を支援する観点から、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の充実を図ります。  
また、平成21年12月に復活した生活保護の母子加算を引き続き支給します。

□養育費の確保

- ・ 養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員が、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うとともに、養育費相談支援センターにおいて相談員の研修等を実施します。

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

《障害のある子どもへの支援に取り組む》

□障がい者制度改革推進本部における取組

- ・ 障がい者制度改革推進会議の議論を踏まえて、障害のある子どもの支援を含む障害者制度の改革を推進します。

□ライフステージに応じた一貫した支援の強化

- ・ 地域において障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備するとともに、乳児期、就学前、学齢期、青年期、成年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労などの連携した支援を行います。

#### □障害のある子どもの保育

- ・ 障害のある子どもの専門機関である障害児通園施設や児童デイサービスについて、地域への支援を強化する観点から支援を行うとともに、子どもの育ちに必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園等における障害のある子どもの受入れ体制の整備促進を図ります。

#### □発達障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 発達障害のある子どもの早期発見、早期の発達支援、ライフステージに対応する一貫した支援や家族への支援など、地域における支援体制の充実を図ります。

#### □特別支援教育の推進

- ・ インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関等の連携により学校現場における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、教員の特別支援教育に関わる専門性の向上等により、特別支援教育の推進を図ります。

### 《児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する》

#### □児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

- ・ 児童虐待の現状を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高めます。

#### □児童虐待の早期発見・早期対応

- ・ 市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、相談、支援を行う児童福祉司等の確保などにより児童相談所の体制強化を図ります。  
また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員等の対応スキルの向上により、児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図ります。

#### □家庭的養護の推進

- ・ 児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充など家庭的養護を推進します。

□年長児の自立支援策の拡充

- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図ります。

□社会的養護に関する施設機能の充実

- ・ 専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保等、子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう、現行の施設機能の在り方の見直しや体制の充実について検討します。

□施設内虐待の防止

- ・ 改正児童福祉法（平成21年4月施行）を踏まえ、児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止の徹底を図ります。

《定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を推進する》

□定住外国人の子どもに対する就学支援

- ・ 「定住外国人支援に関する対策の推進について」（平成21年4月）に基づき、経済上の問題から就学が困難となっている定住外国人の子どもたちに対する就学支援を引き続き推進します。

□自死遺児への支援

- ・ 自殺により家族等を失った遺児への支援を充実するため、自死遺児支援に携わる民間団体等に対する研修の充実を図ります。

《子どもの貧困率への取組を行う》

□子どもの貧困率について

- ・ 子どもの貧困率について、継続的に調査を行いその状況を把握するなど、必要な対応を進めます。

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

#### (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

##### 《地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る》

###### □乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施するとともに、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等の適切なサービスの提供を行うなど、切れ目のない支援体制を確立します。

また、出産前において支援を行うことが必要な妊婦に対し、訪問等の支援を行います。

###### □地域子育て支援拠点の設置促進

- ・ 子育て家庭等の育児不安に対する相談・指導や、親子が気軽に集うことのできる場を提供するなどの地域の子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の設置を促進します。

###### □ファミリー・サポート・センターの普及促進

- ・ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの普及促進を図ります。

また、病児・病後児の預かりや送迎等の取組についても普及を図ります。

###### □一時預かり、幼稚園の預かり保育

- ・ 就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の一時的に子育てが困難となる際の保育等に対応する一時預かりサービスを拡充するとともに、幼稚園の預かり保育を推進します。

###### □商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

- ・ 商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等を活用し、地域における子育て支援や親子交流等の機能を担う場の設置を促進します。

###### □子育て総合支援コーディネーター

- ・ 子育て家庭が適切なサービスを選択し利用できるように、市町村における子育て支援総合コーディネート機能の充実を図ります。

《地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進します》

□NPO活動等の地域子育て活動の支援

- ・ 地域子育て創生プロジェクト（安心こども基金）の活用等により、子育て支援活動を行うNPOや育児・子育てサークル等の設立支援や養成、ボランティアの育成などを行い、子育て支援活動に対する地域の多様な活動を支援します。

□地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

- ・ 退職者や高齢者等が地域における子育ての担い手として活躍できるよう支援するとともに、世代間交流の促進を図ります。

□企業参加型の子育て支援

- ・ 商店街や企業の協賛を得ながら実施しているパスポート等事業を普及させるなど、企業参加型の子育て支援の取組を促進します。

□官民連携子育て人材育成

- ・ 子育て支援に関するNPOの活動に従事する者の連携の推進を図るとともに、自治体、経済界、労働界、企業等における仕事と生活の調和や子育て支援を推進するリーダーを育成します。

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように

《子育てに適した住宅・居住環境の確保を図る》

□融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

- ・ 子育て世帯が子育てに適した住宅を取得し、又は子どもの成長に応じ、増改築や改修をしやすくできるよう、融資や税制等を活用し、子育てに適したゆとりある住宅の確保を図ります。

□良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

- ・ 地域優良賃貸住宅制度や民間供給支援型賃貸住宅制度等により、子育て世帯等を対象とした優良な賃貸住宅の供給を支援します。

□公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

- ・ 公的賃貸住宅において、事業主体による子育て世帯等に対する当選倍率優遇等の対応を推進します。

□公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

- ・ 公的賃貸住宅・団地の建替え等に際し、保育所等との合築・併設を推進します。  
また、子育て世帯等の居住安定確保に資する先導的取組に係る提案を募集し、その実現・普及を支援します。

□街なか居住等の推進

- ・ 職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行います。

《安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進する》

□子育てバリアフリーの推進

- ・ ユニバーサル・デザインの考え方を踏まえ、都市公園や公共性の高い建築物、公共交通機関における旅客施設や車両等において、段差の解消や子育て世帯にやさしいトイレの整備等のバリアフリー化を推進します。

□道路交通環境の整備

- ・ 歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図るとともに、あんしん歩行エリアにおける面的な交通事故対策を推進します。

□交通安全教育等の推進

- ・ 子どもの発達段階に応じた交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及などを図ります。

□子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）

- ・ 子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指すため、子どもの目線でのものづくりを推進します。

#### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

##### (11) 働き方の見直しを

《長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る》

□「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組の推進

- ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、政労使、地方公共団体等が密接に連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、総合的な取組を推進します。

□長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

- ・ 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等、労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方に対応できるような労使の自主的な取組（労働時間等の設定の改善）について、事業主等が適切に対処するために必要な事項を定めた「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）を周知します。

また、長時間労働の抑制のための重点的な監督指導等を実施します。

□労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業に対する支援・助成

- ・ 中小企業における労働時間等の設定改善を促進するため、助成金の支給などの支援を行います。

□ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

- ・ 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均等・均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性の再就職や就業継続の支援の促進など、多様な働き方を選択できる条件を整備します。

□テレワークの推進

- ・ 子育てや仕事と生活の調和等の観点から、情報通信技術を活用した、時間と場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークについて普及促進を図ります。

□農業経営体等における女性が働きやすい環境づくりの推進

- ・ 農山漁村において、仕事と子育ての両立が図られるよう、実態調査や普及啓発等を通じ、子育て期の女性が働きやすい環境づくりを推進します。

《男性の子育てへの関わりを促進する》

□男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）

- ・ 父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合に育児休業取得可能期間を延長する「パパ・ママ育休プラス」（日本版「パパ・クォータ」）などの制度の周知と定着を推進し、男性の育児休業の取得促進を図ります。

□父親の育児に関する意識改革、啓発普及

- ・ 父親の育児休業に関する啓発資料や育児休業体験記による周知等により、男性の育児に関する意識改革や啓発普及を促進します。

□男性の家事・育児に関する意識形成

- ・ 男女が協力して家事・育児に参画することの重要性について、若い頃からの教育・啓発を通じて意識形成を図ります。

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

《育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援とともに、子育て女性等の再就職支援を図る》

□育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着

- ・ 育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の免除、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、有期契約労働者を含め周知を図るとともに、企業の制度として定着するよう、指導を徹底します。  
また、育児休業給付により、育児休業中の経済的支援を行います。

□両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備

- ・ 両立支援制度を利用しやすい職場環境を整えるとともに、法に定める最低基準を上回る制度の導入を促進するため、事業主に対する助言や助成等の支援を進めます。

□育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止

- ・ 妊娠・出産、育児休業等の取得などを理由とする解雇その他の不利益な取扱いの防止に向け、周知や相談を充実するとともに、企業への指導を徹底します。

また、育児休業申出書及び育児休業取扱通知書を普及し、一層の改善を図ります。

□妊娠中及び出産後の健康管理の推進

- ・ 企業における妊娠中及び出産後の健康管理の整備を進めるとともに、医師等の指導事項を的確に伝達するための母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図ります。

□子育て女性等の再就職支援（マザーズハローワーク事業）

- ・ 子育て等のために離職した者の再就職を総合的かつ一貫して支援するため、マザーズハローワーク事業による再就職支援の充実を図ります。

□男女雇用機会均等の確保による就業継続の支援

- ・ 男女が職場で十分に能力を発揮しながら、出産・子育てができる環境整備の観点から、公正公平な人事評価・処遇を含む企業におけるポジティブ・アクションの普及促進を図ります。

《企業等における取組の「見える化」によりもう一段の取組を推進する》

□企業経営者等の意識変革

- ・ 企業とそこで働く者が、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組めるよう、企業経営者等の意識変革を図るための研修や周知啓発等を図ります。

□一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進

- ・ 企業における次世代育成支援に関する取組が推進されるよう、中小企業を含め、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進します。また、一般事業主行動計画及び企業の次世代育成支援の取組全体の公表を促進します。

□次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進

- ・ 次世代認定制度及び次世代認定マーク（くるみん）の広報・周知に努め、企業が認定の取得を目指して、次世代育成支援対策の取組に着手するようインセンティブを高めます。

また、認定企業の取組の好事例について、幅広く発信し、更なる企業の次世代育成支援の取組を促進します。

□顕彰制度等による積極的取組企業の社会的な評価の推進

- ・ 「均等・両立推進企業表彰」（ファミリー・フレンドリー企業部門表彰など）の顕彰制度等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進します。

□入札手続等における対応

- ・ 仕事と生活の調和等の企業の取組を促進するため、入札手続時において競争制限的とならないよう留意しつつ企業努力を反映するなど、インセンティブを付与することについて、検討します。

## 施策に関する数値目標

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室 (NICU) 病床数 (出生1万人当たり)	21.2床	25~30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス (注1)		
認可保育所等 (3歳未満児)	215万人 (H21年度見込み) (75万人)	241万人 (注2) (102万人)
家庭的保育 (内数)	0.3万人 (H21年度見込み)	1.9万人 (注2)
延長等の保育サービス (注1)		
延長保育等	79万人 (H21年度見込み)	96万人
夜間保育 (内数)	77か所	280か所
トワイライトステイ (内数)	304か所	410か所
その他の保育サービス (注1)		
休日保育	7万人 (H21年度見込み)	12万人
病児・病後児保育	延べ31万人	延べ200万人 ※体調不良児対応型は、すべての保育所において取組を推進
認定こども園	358か所 (H21.4)	2,000か所以上 (H24年度) (注3)
放課後子どもプラン		「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (H24年度)
放課後児童クラブ (注1)	81万人 (H21.5)	111万人 (注4)
放課後子ども教室	8,719か所 (H21.4)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (H24年度)

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

(注2) 平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合(3歳未満)を目指し、潜在需要をも含めた待機児童解消を図るものである。

(注3) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある。

(注4) 平成29年度に40%(小学1~3年サービス提供割合)に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指すものである。

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数	342地区	全小児救急医療圏 (※364地域(平成20年9月1日現在))
ひとり親家庭への支援		
自立支援教育訓練給付金事業	88.7%	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
高等技能訓練促進費等事業	74.3%	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
社会的養護の充実		
里親の拡充		
里親等委託率	10.4%	16%
専門里親登録者数	495世帯	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業(ファミリー ホーム)	—	140か所
児童養護施設	567か所	610か所
小規模グループケア	446か所	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	300か所
児童自立生活援助事業(自立援助ホー ム)	54か所	160か所
ショートステイ事業	613か所	870か所
児童家庭支援センター	71か所	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童 対策地域協議会)の調整機関に専門職員を 配置している市町村の割合	58.3% (H21.4)	80%(市はすべて配置)
個別対応できる児童相談所一時保護所の 環境改善	35か所(H21.4)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
乳児家庭全戸訪問事業	1,512市町村 (H21.7)	全市町村
養育支援訪問事業	996市町村 (H21.7)	全市町村での実施を目指す
地域子育て支援拠点	7,100か所 (H21年度見込み) (市町村単独分含む)	10,000か所
ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	950市町村
一時預かり事業(注1)	延べ348万人	延べ3,952万人
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	100か所
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等 措置の普及率	25.3%	33.3%
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	652企業	2,000企業
ポジティブ・アクション取組企業の割合	20.7% (H18年度)	40%超
学校教育関係		
大学等奨学金事業の充実		
基準適格申請者に対する採用率	92.4%	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

## 参 考

(別添2の参考)

## 【参考指標】

※ 以下は、「子ども・子育てビジョン」に関連する指標で、これまでの計画・合意等により定められているものである。

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)	
男性の育児休業取得率(※)	1. 23%	5% (H24年)	10% (H29年)
第1子出産前後の女性の継続就業率(※)	38. 0% (H17年)	45% (H24年)	55% (H29年)
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(※)	1日あたり60分 (H18年)	1日あたり 1時間45分 (H24年)	1日あたり 2時間30分 (H29年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合(※)	46. 2% (H20年)	60% (H24年)	全ての企業 (H29年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合(※)	10. 0% (H20年)	2割減 (H24年)	半減 (H29年)
年次有給休暇取得率(※)	47. 7% (H19年)	60% (H24年)	完全取得 (H29年)
テレワーク			
在宅型テレワーカー	約330万人	約700万人 (H27年)	
就労人口に占めるテレワーカー比率(※)	15. 2%	20% (H22年)	
就業率(※)			
男性25～34歳	90. 6% (H20年)	93～94% (H24年)	93～94% (H29年)
女性25～44歳	65. 8% (H20年)	67～70% (H24年)	69～72% (H29年)
フリーターの数(※)	170万人 (H20年度) (H15年にピークの217万人)	162. 8万人 (ピーク時の3/4に減少) (H24年)	144. 7万人 (ピーク時の2/3に減少) (H29年)
ジョブ・プログラム修了者数	—	40万人 (H24年度) (ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」(平成20年6月ジョブ・カード推進協議会))	
ジョブ・カード取得者数	6. 5万人	100万人 (H24年度) (ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」(平成20年6月ジョブ・カード推進協議会))	

□(※)を付した項目は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)において政労使の合意として定められたものであり、平成24年及び平成29年における目標を掲げている。

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
地域ぐるみで子どもの教育に取り組む 環境の整備	学校支援地域本部の 設置か所数 2,396か所 (H21.10)  家庭教育支援の取組(地域 住民による相談対応や学習 機会の提供等)を実施する 市町村数 332市町村 (※文部科学省委託事業実施数)	全国の中学校区で地域が学校を支援する 仕組みづくりが実施されるよう促す (H24年度)  全国の市町村できめ細かな家庭教育支援が 実施されるよう促す (H24年度)
「食育」の普及促進		
食育に関心を持っている国民の割合	72.2% (H21.3)	90%以上 (H22年度)
食育の推進について取組をしている 市町村の割合	87.1% (H17年度)	100%
障害のある子どもへの支援		
児童デイサービス事業のサービス提供量	22.2万人日分 (H19年度)	34万人日分 (H23年度)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで 車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅 ストックの比率	10% (H15年度)	25% (H27年度)
歩いていける身近なみどりのネットワーク率	約66% (H19年度)	約7割 (H24年度)
子育てのバリアフリー		
特定道路*におけるバリアフリー化率  * 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の 高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、指定 された道路	51% (H19年度)	75% (H24年度)
主要な生活関連経路における信号機等の バリアフリー化率	86%	100% (H24年度)
旅客施設*のバリアフリー化率  * 1日当たりの平均利用者数が5千人以上の旅客施設(鉄軌道 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル)	71.6%	100% (H22年度)
園路及び広場がバリアフリー化された都 市公園の割合	約44% (H19年度)	約5割 (H24年度)
不特定多数の者等が利用する一定の建築 物*のバリアフリー化率  * 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢 者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡以上のも のを新築等する際に段差解消等のバリアフリー化を実施	44% (H19年度)	約50% (H22年度)

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
子育てのバリアフリー		
バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合	41.3%	約50% (H22年度)
低床化されたバス車両の導入割合	41.7%	100% (H27年度)
ノンステップバスの導入割合	23.0%	約30% (H22年度)
バリアフリー化された旅客船の導入割合	16.4%	約50% (H22年度)
バリアフリー化された航空機の導入割合	64.3%	約65% (H22年度)
福祉タクシーの導入台数	10,742台	約18,000台 (H22年度)
あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故件数	—	2割抑制 (H24年) (平成19年と比較)

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算  
(ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

追加所要額: 約0.7兆円(平成26年度) 【～ 約1.0兆円(平成29年度)】  
制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円(平成26年度) 【～約1.9兆円(平成29年度)】

※施設整備費を除く

量的拡大試算

両立支援

【認可保育所等】 + 約3,000億  
【放課後児童クラブ】 + 約300億  
【育児休業給付】 + 約1,500億  
【病児・病後児・休日・延長等】 + 約200億

【一時預かり】 + 約800億  
【妊婦健診】 + 約700億(注3)  
【地域子育て支援拠点】 + 約200億

【社会的養護】  
+ 約200億

制度的見直しを行うと  
した場合の機械的試算

○認可保育所の利用率1割とした場合 + 約6,900億  
○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合 + 約2,000億

※施設整備費

【保育サービス】 + 約700億 【放課後児童クラブ】 + 約100億 【社会的養護】 + 約70億

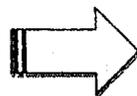
※その他、上記試算に含まれない検討課題

施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、運営費で約10兆円、施設整備費で約0.3兆円となる。

(参考) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

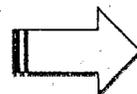


子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象・・・働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

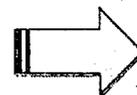
- ※利用者(子ども)中心
- ※潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し 等

③ ・多様な利用者ニーズへの対応  
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

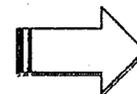
- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフティングによる株式会社・NPO等の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し 等

サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担(財源確保)